

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 17 回委員会年次会合報告書

2010 年 10 月 15 日

日本、成田

第 17 回委員会年次会合報告書

2010 年 10 月 15 日

日本、成田

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 議長（宮原正典氏、日本）は、参加者を歓迎し、会合を開催した。

1.2 議題の採択

2. 議題は、別添 1 のとおり採択された。
3. 参加者リストは、別添 2 のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

4. 委員会は、別添 3 の第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT18 の議長及び副議長並びに開催地の選定

5. インドネシアは、1 か月以内に CCSBT18 の議長を指名する。
6. 日本は、副議長として宮原正典氏を指名した。

議題項目 4. その他の事項

7. 委員会は、事務局長の契約更新に関する拡大委員会の議論について検討し、ケネディ氏の契約が満了となる少なくとも 3 か月前にこれを更新することに合意した。

議題項目 5. 会合報告書の採択

8. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

9. 会合は 2010 年 10 月 15 日午後 3 時 40 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第17回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題
第 17 回委員会年次会合
2010 年 10 月 15 日
日本、成田

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT18 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 17 回委員会年次会合 (CCSBT 17)

議長

宮原 正典 水産庁資源管理部審議官

オーストラリア

アナ・ウィロック 農業・漁業・林業省 国際漁業担当

インドネシア

アガス・A・ブドヒマン 海洋漁業省漁業資源管理部長
アンディ・ソエスモノ 海洋漁業省多国間協力課課長補佐

日本

川島 哲哉 水産庁資源管理部国際課課長補佐
北野 恭央 外務省経済局漁業室
赤塚 祐史朗 水産庁資源管理部遠洋課

ニュージーランド

アーサー・ホーア 漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
マリサ・マックファーソン 外務貿易省法律顧問

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー 事務局長
鈴木 信一 事務局次長

通訳

山影 葉子

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 17 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2010 年 10 月 11-14 日

台湾、台北

第17回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2010年10月11-14日

台湾、台北

議題項目 1. 開会

1.1. 第17回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. CCSBT17に付属する拡大委員会の議長として、ツウヨウ・ツァイ（台湾）が承認された。
2. 議長は、会合を開会した。
3. 議長は農業委員会副会長ユウ・ツァイ・ホァン博士を紹介し、ホァン副会長は、参加者を歓迎し開会の挨拶を行った。

1.2. 議題の採択

4. 議題は、別紙1のとおり採択された。
5. 参加者の紹介が行われ、参加者リストは別紙2のとおり。
6. 会合に提出された文書のリストは、別紙3のとおり。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

7. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは、別紙4のとおり。

1.3.2 協力的非加盟国

8. 協力的非加盟国（CNM）によるオープニング・ステートメントは、別紙5のとおり。

1.3.3 オブザーバー

9. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは、別紙6のとおり。

議題項目 2. 事務局からの報告

10. メンバーは、事務局からの報告（CCSBT-EC/1010/04）に留意し、また、ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナルに対して遵守委員会会合における長期的なオブザーバーの地位を認めることに合意した。

議題項目 3. 財政及び運営

11. 事務局長は、2010年修正予算（CCSBT-EC/1010/05）及び2011年予算案（CCSBT-EC/1010/06）を含め、会合で検討する必要がある財政的な事項の概要を提供した。これらの文書に関する詳細な検討は、財政運営委員会（FAC）に付託された。
12. FACは、以下について検討した。
 - 2010年修正予算
 - 2011年予算案
 - その他運営上の課題
13. FACの議長として、ストーン・トリッシュ氏（オーストラリア）が指名された。

3.1. 財政運営委員会からの報告

14. FACの議長は、FACでの審議の結果を報告した。この報告においては、2010年修正予算及び2011年予算案についての勧告が含まれ、また、2010年における節約分の繰り越しの結果、2011年予算案は2010年予算に対してわずか1.1%のみ増加することが言及されていた。
15. 遵守に関する分析を行うための財源を追加することへの支持があったことも留意された。一部のメンバーは、コンプライアンス・オフィサーとして従事する職員を1名事務局に加えることを原則的に支持した。しかしながら、一部のメンバーは、2011年に職員を増員するための予算を承認することができないとしたため、FACはメンバーに対して、CCSBT18では可能な限り当該予算を承認できるよう準備しておくことを要請した。

3.2. 財政問題の議論及び予算案の採択

16. FACは、航空調査の経費をメンバー間で負担することに合意できなかったが、かかる航空調査はESCの作業にとって極めて重要であることに留意し、オーストラリアによる作業の継続に感謝した。
17. オーストラリアは、メンバーがより多くの情報を得た上で、航空調査に対する継続的な資金提供について判断ができるよう、メンバーはCCSBTの科学、遵守及び商業的漁獲データの提供に関する自身の財政的な貢献の見積額を2011年のFACに提出するべきではないかと提案した。

18. 拡大委員会は、FAC の報告書、並びに 2010 年修正予算及び 2011 年予算案を含む FAC のすべての勧告を採択した。FAC の報告書は別紙 7 のとおり。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

19. 会合は、一部のメンバー及び CNM においては現在のところ SBT の国内市場は存在しないことに留意しつつ、CCSBT 国別報告書の雛形を修正し、これに SBT の輸入及び SBT 国内市場に関する報告を含めることに合意した。

4.1. 日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業のモニタリング

20. 会合は、メンバー（特に、日本及びオーストラリア）が、休会期間中に作業を行い、CDS データ、貿易データ、市場データその他利用可能な関連データに基づく市場分析手法を開発し、合同市場調査・モニタリングを協力的に進めたことに留意した。
21. 会合は、オーストラリアがステレオビデオカメラの商業的試験の開発に関する継続的な作業を行っていることに対して感謝し、そして同国に対してかかる試験結果を 2011 年の会合に提供するよう要請した。

4.2. 遊漁

22. 会合は、遊漁に関する適切な漁獲データが不足していることに未だ懸念があることに合意し、また、遊漁漁獲量の利用可能な推定値の提供及びその推定値の精度の改善に向けたメンバーの継続的な意思に留意した。
23. 遊漁の程度に関しては未だ多少不明なところがあり、その結果 SBT 漁業全体に対する遊漁の影響も未知数なものとなっていることが留意された。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

24. 遵守委員会議長は、遵守委員会会合の報告書を説明し、同会合に関する個人的な見解を以下のとおり提供した。
- 欧州連合が会合に欠席し、国別報告書に関する質問に回答できず、また遵守行動計画の提出がなかったことに失望した。
 - 会合の正の側面は、以下のとおり。
 - メンバーによるお互いの国別報告書及び遵守行動計画に対する詳細な質疑。かかる質疑は、有益な情報を掘り起こし、またメンバーに

遵守義務を満たしていることについての説明責任を負わせるという肯定的な手段となった。

- 遵守に関するリスクの特定に関して良好な進展が見られた。休会期間中の遵守に関するリスク評価作業部会は、事務局による措置の遵守状況報告書及び関連するとりまとめ表と同様に、有益な情報を提供した。
 - 漁獲証明制度（CDS）の微調整に関して良好な進展が見られた。未だ実施の初期段階にあるものの、CDSは効果的なものであることが判明し、また世界のベストプラクティスに適合している。
 - 会合の負の側面は、以下のとおり。
 - 遵守委員会では、問題点及びリスクの特定に関して良好な進展が見られたが、問題解決の段階まで進むことはなく、かかる問題点の解決方法又は特定された遵守に関するリスクを緩和するための方法に着手することはなかった。
 - 非遵守に関していくつかの深刻な課題が見られた。それらは、以下のとおり。
 - a) CDSが十分に実施されていない状況がいくつか見られた。他の状況下では、メンバーはCDSに関して異なる基準及び定義を使用しており、これにより遵守上の取組及び関連経費の面で不公平さを生じていた。
 - b) 転載作業中において、転載オブザーバーは確認者となることはできず、また適切にSBTの種同定又は計量を行うこともできない。このことは、転載決議の全体的な有効性について疑問を提起するものであった。
 - c) 蓄養部門のモニタリングに関しては目覚ましい進展が見られたものの、未だ現行のモニタリング制度に対していくつかの懸念が残っている。
 - d) 寄港国の義務を遂行するための十分な情報が、寄港国には提供されていなかった。
25. 会合は、遵守委員会議長の忌憚のない意見に留意するとともに、これを歓迎した。また会合は、南アフリカによるSBTの遵守問題に関する寄港国としての努力に対して謝意を表明した。
26. 遵守委員会会合からの勧告を含む同会合の報告書は、別紙8のとおり採択された。
27. 拡大委員会（EC）は、遵守委員会の勧告に従って遵守計画を策定すべきこと、及び同計画は以下に記載する遵守に関するリスクの管理に対して特に重点を置くべきことに合意した。
- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
 - 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの

転載を発見することができるようすべてのオブザーバーを訓練することが含まれる。

- 他の種（SBT以外）として水揚げされる SBT。
 - SBT 市場の拡大。
 - 蓄養部門における漁獲量の監視。
 - 国別配分に混獲量及び投棄量が含まれた形で報告されていないこと。
 - 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより寄港国が、改善された方法によって SBT に関する活動を監視するのを支援する。
28. EC は、上記の項目を遵守計画に含めることに加え、メンバー及び協力的非加盟国が、同計画の最終化を待つことなしに特定された遵守に関するリスクに対する取組を直ちに開始することを期待していることに留意した。
29. また EC は、遵守措置の効果的な実施を確保するために、次回の遵守委員会会合での検討に向け、5 つの遵守政策提言案が策定されるべきことに合意した。これらは、以下の事項を行うための政策提言である。
- メンバーの遵守義務を明確に特定する。各々の義務（例えば VMS）を明確に言及するとともに、達成されるべきものは何かということを明確に特定した基準を追加すべきである。例えば CDS のような EC の特定の決議に関しては、いくつかの義務に細分化されることになるだろう。
 - 遵守義務に関するメンバーからの報告を改善する。これは、各々の義務に関して必要となる報告を特定することになるだろう。
 - メンバーの遵守制度の独立評価を行う。これは、決められた義務に対する遵守状況を検証するためのものである。
 - 義務及び/又は CCSBT の保存管理措置の非遵守に対する制裁措置を特定する。これには、市場措置、配分の削減及び罰金が含まれるかもしれない。
 - 遵守に関する情報を共有する。
30. 会合は、遵守政策が、以下のプロセスに従い、事務局長及び CC 議長によって策定されるべきことに合意した。
- 素案が回章され、コメントが求められる。
 - 第二案が作成され、FSMWG で回章される。
 - SFMWG でのコメントを反映した第三案が CC に提供される。
31. 新しい報告書の書式は、FSMWG で合意され、2011 年の委員会に提出する国別報国書の作成に利用できるようメンバーに提供される。
32. 会合は、遵守委員会は生態学的関連種に関する遵守課題を含むすべての遵守課題に対応すべきことを確認した。

議題項目 6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

33. SFMWG の議長は、別紙 9 に添付されており、文書 CCSBT-EC/1010/09 に概要をまとめた第 2 回 SFMWG 会合の報告書を説明した。EC は、SGMWG が CCSBT17 で採択するよう勧告した戦略計画については、議題項目 8 で更に議論が行われるであろうことに留意しつつ、SFMWG の報告書を採択した。

議題項目 7. 2010 年のまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの報告

34. 事務局長は、2010 年に開催された 4 つのまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの報告書の概要を紹介する文書 CCSBT-EC/1010/10 を説明し、拡大委員会が検討すべきワークショップからの勧告が総計 75 あることに言及した。
35. 会合は、同文書にあるこれらの勧告は、他の議題項目における議論の結果、既に合意されていることに留意した。
36. 日本は、まぐろ類合同ワークショップにおける MCS 措置に関連する重要な結果の 1 つは、各 RFMO が漁獲証明制度を他種にも広げることになり、制度を調和する必要性があるかもしれないということであると説明した。

議題項目 8. CCSBT 戦略計画の採択及び実施

8.1. 計画の採択

37. 事務局長は、戦略計画の採択に関する文書 CCSBT-EC/1010/11 を説明した。会合は、欧州連合からの適切な代表者が不在のため、地域経済統合機関を SBT の管理に協力させることを確保することを含むゴール 11 を検討することができなかったことに留意した。
38. 戦略計画を修正すべきとの要請があったことから、同計画の採択についてのコンセンサスは得られなかった。メンバーは、本年末までに修正及び追加事項を事務局に提出するよう要請された。事務局は、かかる修正点を反映させ、SFMWG 会合においてこれを回章し、SFMWG 会合では修正後の計画を検討し、その後 CCSBT18 でこれを採択する。以上のプロセスが、この計画の戦略に関連する行動を遅らせることのないよう、注釈付きの議題において 2010 年に検討すべきと特定した戦略については、この会合で議論すべきことが合意された。

8.2. 計画の実施

39. 会合は、上記で特定された戦略に関して、以下の勧告を行った。
- 資源量をこれ以上低下させない下限値については、概して現在の産卵親魚資源量とすべきこと、並びにこれを確認する方法及びその他適切

なりファレンス・ポイントの設定については、メタルールを含むMP採択に関する一連の作業の中で検討可能であることが合意された。

- すべての漁業において正確なデータを入手するという観点からCCの任務を強化すべく、遵守委員会の付託事項は、別紙10のとおり改正された。
- 過小漁獲及び過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定することについては、次回のSFMWG会合において、MPの下で3年間で1つのまとまりとする割当量に関する規則の一部として、検討する見込みである。
- 事務局は、CDSの情報に基づき現役船のリストを作成し、それをウェブサイト上で公開するべきである。さらに、遵守委員会用に作成する雛形には、過剰漁獲能力についての旗国への質問を含めるべきである。
- 適切な専門知識を備えるERSWGの議長が、少なくとも2回のERSWG会合を含む期間、拡大委員会によって任命されるべきである。議長の任命は、次回のERSWG会合に間に合い、またKobeプロセスに基づき計画されるERS技術的作業部会においてCCSBTを代表して出席できるよう、休会期間中に行われるべきである。
- 会合前のデータ提出及び手順に関する検討を含め、ERSデータ交換の確立について検討する必要がある。データ収集のための基準を策定することが、次回のERSWG会合の課題となる。
- ESCに対して、拡大委員会が不必要な出費を控えようと努めていることを説明するべきである。このような観点から、ESCに対して、ESC会合に必要なパネルメンバーの人数、並びにMPの開発及び導入が完了した後のESC会合開催に必要な会期に関する勧告を行うよう要請するべきである。
- 2011年の遵守委員会会合は、会期を延長して3日間とし、同会合と拡大委員会会合の間に休養日を1日設けるべきである。
- 他のRFMOとの連絡調整を改善するため、特定のメンバーは、関心のあるRFMO会合（例えば、まぐろ類RFMO及びCCAMLR）において、CCSBTからのオブザーバーとして参加するとともに、そのようなオブザーバーとなるメンバーは、関連事項についてCCSBTに報告する。以下のメンバーが、今後一連のRFMO年次会合に参加するオブザーバーとして指名された。
 - ニュージーランドは、WCPFC会合のオブザーバーとなる。
 - オーストラリアは、CCAMLR会合のオブザーバーとなる。
 - 日本は、ITOC会合及びTCCAT会合のオブザーバーとなる。
 - 台湾は、IATTC会合のオブザーバーとなる。
- 意思決定の助けとなるよう、すべての課題又は会合での提案事項を文書化し、少なくとも会合の4週間前までにこれを提出するべきである。
- 拡大委員会は、当該事案ごとに、コンサルタントに関する資金を拠出し、事務局が特定の任務を遂行できるようにする。

- 休会期間中における事務局からメンバーへの要請事項については、メンバーが容易に参照できるよう、これらに対して番号を振るとともに CCSBT のプライベート・エリアに掲載し、必要な期間の詳細を含めるべきである。
- 科学的助言と異なる決定の論理的根拠を文書にて明示させるため、委員会の手続規則を修正し、かかる論理的根拠を会合報告書に記載することを要求する。改正後の手続規則は、別紙 11 のとおり。
- 更に手続規則を改正し、科学委員会に対して、予防的な取組方法に適合する助言を含めるよう課すものとする。

規則 8 の 2 (科学的助言)

「科学委員会は、委員会への助言に予防的な取組方法に適合する助言を含めるものとする。」

- さらに会合は、ESC に対して、どのようにして生態系アプローチを科学委員会から委員会への助言に組み込むことができるのかについて、今後検討するよう要請することに合意した。
- 遵守を促進するための罰則及びインセンティブに関する手続きの設定のための検討は、本件に関連して策定される遵守政策提言案の議論の中で行うこととした。
- 発展途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、支援が必要な分野の一覧表を提供し、拡大委員会が検討できるようにするべきである。

議題項目 9. 拡大科学委員会からの報告

40. ESC の議長は、別紙 12 の ESC 報告書を説明した。
41. ESC 報告書から派生した課題に関して広範な質疑応答が行われた後、拡大委員会は、管理手続きの開発において多くの作業が行われたことに留意しつつ、ESC 報告書を採択した。しかしながら、拡大委員会は、MP のさらなる試験のために実施されるかもしれない将来のあらゆる作業、及びこの会合で要請された情報を含め、ESC の作業計画の変更を検討しなければならない可能性がある。

議題項目 10. 管理手続きの採択

42. 会合において、CCSBT-EC/1010/13 で概説される ESC が開発した 3 つの異なる管理手続きのオプションが示された。いずれの MP も、同じ再建レベルの目標値を達成するよう予めプログラミングされたものの、MP の挙動には大きな違いが見られた。
43. ESC の勧告が、資源は極めて低いレベルにある（初期産卵親魚資源量の約 5%）ことを示していることが留意された。メンバーは、SBT 資源を再

建させるため、2012年のMP導入に向けてこれを採択する決意を表明した。

44. 会合は、予防的な取組方法を採用することが重要であることに合意した。一部のメンバーは、TACの削減と業界への影響のバランスを取ることが必要であり、これはMPの目的であるということにも言及した。
45. さらに、ECはMPに関して多くの重要事項について判断する必要があることも留意された。それらは、以下のとおり。
 - どのMPを採択するか
 - 初期産卵親魚資源量の20%とする暫定的な再建目標を達成するために必要な期間
 - 受け入れ可能な最小の再建確率
 - TAC変更の最大幅
 - TAC変更の最小幅
 - TACの設定頻度
 - TACの算出と実施の間のタイムラグ
46. CCSBT17において、拡大委員会は管理手続きを採択する決意を再確認した。
47. 拡大委員会は、拡大科学委員会のこれまでの作業に理解及び感謝するとともに、MPに関する特定のパラメーター、すなわち、70%の確率で暫定的な再建目標を達成するようチューニングすること、3年ごとにTACを設定すること、及びTACの最小変更幅を100トンとすることに合意した。しかしながら、一部のメンバーは、管理手続きの導入前に、最初のTAC削減を大幅に行うことの効果に関する助言を含め、さらなる情報が必要であると考えた。
48. 拡大委員会は、さらなる情報の検討及びコンセンサスによる決定のためには、2011年においてさらなる取組が必要となることを認めた。特に、採択すべき管理手続き、管理手続きに関連するパラメーター（再建期間及び受け入れ可能なTACの変更量を含む）、及び管理手続きの適用時期についての決定が必要となる。
49. 拡大委員会は、管理手続きがコンセンサスで採択されなかった場合には、CCSBT16における既存の決定に従い、2012年のTACは5,000–6,000トンに設定されることに留意した。
50. CCSBT18において、管理手続きの採択、並びに削減する漁獲量及びそのタイミングに関する決定を促すため、以下のプロセスが適用される。
 - 拡大科学委員会のメンバーは、別紙13に記載される要請を休会期間中に評価し、暫定的な結果を戦略・漁業管理作業部会会合に提出する。
 - データ交換要件の日程を前倒しする（航空調査のデータは除く）。

- 2011年3/4月、日本において4日間の戦略・漁業管理作業部会を開催し、遵守、配分及び戦略計画に関する課題を検討する。
 - 別紙13に記載される要請の評価、新しい資源評価、及び新しい資源評価の管理手続きの候補への適用が可能となるよう、インドネシアにおいて開催する拡大科学委員会を前倒しするとともに、会期を10日間に延長し（当初予定されていたオペレーティング・モデル及び管理手続きに関する作業部会会合（いわゆる「シアトル会合」）を含める）、2011年7月末に開催することとする。
 - 2011年8月末、オーストラリアにおいて3日間の拡大委員会特別会合を開催し、管理手続きを評価及び採択する。
 - 2011年10月6-8日（遵守委員会）及び10-13日（拡大委員会）、インドネシアにおいてCCSBT18を開催する。
51. 上記のプロセスによる追加的な会合期間によって、2011年の承認予算上支出超過となるが、これは拡大委員会の手元資金によって埋め合わせが可能であることが留意された。

議題項目 11. 総漁獲可能量及びその配分

11.1. TAC の決定

52. 会合は、CCSBT16で決定された既存のTAC配分は、2年間の合計のTACと見なされ、2年間に跨って振り分けることが可能で、1年目に消化しなかった漁獲量は2年目に繰り越されることに合意した。
53. 会合は、MPに基づくTACを、単年ごとに決められた配分が3つあると考えるか、又は予め厳格な管理規則が合意されかつ実施されていることを条件として、それぞれの年に割当量を振り分けることが可能となるような3年分を1つのまとまりとして考えるかのどちらかであるということに留意した。
54. また会合は、2010/11年における未消化の割当量は、2012年に繰り越さないことにも合意した。
55. 2012年のTACは、合意されなかった。仮に1年間のタイムラグが採用される場合には、多くのメンバーが、2012年のTACに関するESCからの勧告に従い、現行のTACを継続することに合意した。日本は、2012年のTACについては、MPに関する決定、特に、さらなる削減が必要となるかどうか左右され得ると考えたことから、特定の数量に合意することはできなかった。

11.2. 調査死亡量枠

56. 拡大委員会は、文書CCSBT-EC/1010/14を検討し、日本から要請があった、2010/2011年における加入量モニタリング調査のための1トンのRMAを承認した。

11.3. TAC の配分

57. MP が適用される場合には、TAC の配分に関する明確な規則が必要となることが留意された。
58. 日本は、2011 年をもって 5 年間の同国への配分の削減が終了するので、これを名目漁獲量のレベルまで戻すことを希望することとなるが、他方で、資源を回復させるためには、必要に応じて、他のメンバーとともに更に配分を削減することを検討する用意もあると発言した。また日本は、すべてのメンバーによる遵守のための真摯な努力の必要性を強調した。
59. 南アフリカは、同国は CCSBT に加盟するための批准手続き中であり、2011 年中にこの手続きを完了させることを希望していると述べた。さらに南アフリカは、この手続きの過程において、公平な配分を要求することになるであろうことも説明した。

議題項目 12. 協力的非加盟国

60. 事務局長は、協力的非加盟国（CNM）の履行状況を詳述した CCSBT-EC/1010/15 を説明した。
61. 欧州連合から報告がないことについての懸念が表明された。特に、
 - 遵守行動計画の提出がない。
 - 国別報告書において、努力量、転載、ログブック又はオブザーバーに関する情報がない。
 - 3 年連続で月別漁獲報告の提出がない。
 - なぜ漁獲報告がほとんどないことを理由に漁獲が割当の対象外となるのかについての情報や、個々の船舶に割当を配分していないことに関する情報の提供がない。
 - 遵守委員会会合に出席しなかった。
62. 欧州連合は、自らの漁業は SBT を対象としておらず、完全に混獲であること、及び現行規制の結果として報告のタイミングにラグが生じており、結果として、以前は月別漁獲報告に関する義務を果たすことは困難であったことを説明した。さらに欧州連合は、現在これらの規制の見直しが行われているところであると説明し、早いうちに CCSBT の義務を果たすことが可能となることを希望していた。
63. 会合は、欧州連合の地位を引き続き協力的非加盟国とすることに合意し、また欧州連合に対して、報告方法を改善させること、並びに来年以降は適切な代表を委員会会合及び遵守委員会会合の両方に出席させることを奨励した。

64. 会合は、フィリピンに対して、同国 SBT 漁業についての報告、検証及び遵守に関する課題の解決に向けた同国の努力に感謝した。拡大委員会は、フィリピンの地位を引き続き協力的非加盟国とすることに合意した。
65. 拡大委員会は、南アフリカの寄港国としての努力に謝意を表明するとともに、同国が CCSBT への正式加盟のための批准手続き中であると述べたことに留意した。会合は、南アフリカの地位を引き続き協力的非加盟国とすることに合意した。
66. 協力的非加盟国への 2011 年の TAC 配分は、2010 年と同じレベルに維持することが合意された。

議題項目 13. 非加盟国との関係

67. 会合は、CCSBT の非加盟国との関係を概説した文書 CCSBT-EC/1010/16 を検討し、CDS の協力に関する昨年の要請に対して米国から返答があったことに留意した。中国からは未だに返答がないため、再度事務局は書簡を送付し、同国からの協力を求めることとなった。メンバーにおいても、二国間のルートを通じて協力を求めるよう奨励された。
68. 会合は、事務局長に対して、SBT 漁業又は貿易に関与するすべての非加盟国に書簡を送付し、拡大委員会への協力を求めるよう要請した。
69. 南アフリカからの要請を受け、会合は、SBT 漁業に関与している可能性がある寄港国に対して事務局長から協力を要請する書簡を送付することにも合意した。これには、ナミビア及びモーリシャスが含まれる。

議題項目 14. 他の機関との活動

14.1 CCAMLR との協力

70. 事務局長は、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 及びその他の機関との協力に関する休会期間中の限定的な進展の最新情報を含む CCSBT-EC/1010/17 を説明した。
71. 会合は、オーストラリア及びニュージーランドが本件について未だ協議中であることに留意した。
72. オーストラリアは、すべてのメンバーに対して、現時点においては CCAMLR 水域で SBT を対象とした漁業を行わないよう強く要請した (別紙 14)。

14.2 ACAP との協力

73. CCSBT-EC/1010/17 の別紙 C は、CCSBT とアホウドリ類及びミズナギドリ類の保全に関する協定 (ACAP) との間の取決め案を詳述したものである。

74. 一部のメンバーは、取決めは情報や専門的知見を共有するのに有益なものになるであろうと考えたものの、ACAP との取決めを履行することに対するコンセンサスには至らなかった。しかしながら、会合は、次回の ERSWG において、ひとたび ERS に関する進展が開始されれば、取決めも実現可能なものになるかもしれないことに留意した。

議題項目 15. ガバナンス—議長及びコミッショナーの役割

75. 会合は、委員会の議長及び副議長の 2 年間の指名、並びに追加的な 2 年間の再指名の可能性に関する CCSBT-EC/1010/18 を検討した。
76. 本件に関するコンセンサスはなかった。

議題項目 16. データ及び文書の機密性

16.1. データの機密性に関する規則及び取決め

77. 会合は、CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の迅速な適用に向け、これに合意した。同規則は、別紙 15 のとおり。現段階においては、同規則の 3 つのパラグラフ (5c、21 及び 22) は適用されず、CCSBT18 の前にこれを議論する。

16.2. 過去の文書の機密性

78. 一部のメンバーは、透明性の重要性を強調した。日本市場レビュー又はオーストラリア蓄養レビュー、並びにこれら 2 つの報告書を引用する過去及び今後のすべての文書の機密性に関する既存の取決めを変更することのコンセンサスはなかった。

16.3. 2010 年の報告書及び文書の機密性

79. 拡大委員会は、文書 CCSBT-ESC/1009/04 の別紙 A、CCSBT-ESC/1009/09、CCSBT-ESC/1009/31、CCSBT-ESC/1009/32、CCSBT-CC/1010/BGD03 及び CCSBT-CC/1010/BGD05 を除き、CCSBT17 に関連する会合報告書及びこれら会合に提出された文書を公開することに留意した。

議題項目 17. その他の事項

80. 会合は、人工ふ化 SBT の開発に関する進展が見られていることに留意した。メンバーは、可能な場合には、今後の拡大科学委員会会合において、開発に関するさらなる情報を提供するよう奨励された。

81. 会合は、オーストラリアが提案したデータ提供に関する決議案は合意されなかったものの、SFMWGを含む今後の会合での議論のため、別紙16として添付することに留意した。
82. メンバーは、地域オブザーバー計画の設立を検討するオーストラリアの提案に関して、次回のSFMWG会合での議論に間に合うよう、コメントを提供することに合意した。
83. 日本が提案した、TACの調整に関する緊急的な対応策に関する決議案、及び若齢魚の死亡の削減に関する決議案は、別紙17及び18のとおり。
84. 拡大委員会は、事務局長の契約がCCSBT18の直後に終了することに留意した。拡大委員会は、事務局長の契約を更新することに満足の意を表するとともに、彼のこれまでの業績を称えた。

議題項目 18. 閉会

18.1. CCSBT 第18回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

85. インドネシアは、CCSBT18に付属する拡大委員会の議長を指名する。日本は、宮原正典氏を副議長に指名した。

18.2. 2011年の会合の日程及びタイミング

86. 第6回遵守委員会会合を2011年10月6日から8日までインドネシアのバリで開催し、拡大委員会の2011年会合を2011年10月10日から13日までインドネシアのバリで開催することが合意された。

18.3 報告書の採択

87. 会合報告書が採択された。

18.4 閉会

88. 会合は、2010年10月14日午後4時50分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 議題
2. 参加者リスト
3. 文書リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 財政運営委員会報告書
8. 第5回遵守委員会会合報告書
9. 第2回戦略・漁業管理作業部会会合報告書
10. 改正後の遵守委員会付託事項
11. 改正後の手続規則
12. 第15回科学委員会会合報告書
13. 拡大科学委員会への休会期間中の要請
14. CCAMLR 水域における漁業に関するオーストラリアの意見
15. CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則
16. 漁業依存データの提供に関する決議案（オーストラリア提案）
17. TAC の調整に関する緊急的な対応策に関する決議案（日本提案）
18. 若齢魚の死亡の削減に関する決議案（日本提案）

議題

第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2010 年 10 月 11-14 日

台湾、台北

1. 開会
 - 1.1. 第 17 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題の議論及び予算案の採択
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. 日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業のモニタリング
 - 4.2. 遊漁
5. 遵守委員会からの報告
6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告
7. 2010 年のまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの報告
8. CCSBT 戦略計画の採択及び実施
 - 8.1. 計画の採択
 - 8.2. 計画の実施
9. 拡大科学委員会からの報告
10. 管理手続きの採択
11. 総漁獲可能量及びその配分
 - 11.1 TAC の決定
 - 11.2 調査死亡量枠
 - 11.3 TAC の配分
12. 協力的非加盟国

13. 非加盟国との関係
14. 他の機関との活動
 - 14.1. CCAMLR との関係
 - 14.2. その他
15. ガバナンス – 議長及びコミッショナーの役割
16. データ及び文書の機密性
 - 16.1. データの機密性に関する規則及び取決め
 - 16.2. 過去の文書の機密性
 - 16.3. 2010年の報告書及び文書の機密性
17. その他の事項
18. 閉会
 - 18.1. CCSBT 第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
 - 18.2. 2011 年の会合の日程及びタイミング
 - 18.3. 報告書の採択
 - 18.4. 閉会

参加者リスト
第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

議長

ツウヨウ・ツァイ 行政院農業委員会漁業署副署長

議長特別アドバイザー

ディンロン・リン 行政院農業委員会漁業署
上席 スペシャリスト
ウェイヤン・リュウ 対外漁業協力発展協会事務員

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

科学委員会議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ロンダ・ディクソン オーストラリア交渉団団長
農業・漁業・林業省 副事務次官
アナ・ウィロック 農業・漁業・林業省 国際漁業担当
カトリーナ・フィリップス 農業・漁業・林業省 国際漁業担当
ギャビン・ベッグ 農業・漁業・林業省 農業資源経済局－地方
科学局 部長代理
トリッシュ・ストーン オーストラリア漁業管理庁上級部長
まぐろ・国際漁業担当
デイビッド・パワー オーストラリア漁業管理庁
まぐろ・国際漁業担当
キャスリン・リード 持続可能性・環境・水資源・人口・地域社
会省 課長補佐 持続可能漁業担当

スコット・マーシャル・ハーパー	外務貿易省国際法課海洋法・環境法・南極政策係
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
セリーナ・ファン	在台オーストラリア商工業事務所 経済政務課課長補佐
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル 本部長
ベン・ハー	ダエヤン・フィッシャリーズ 最高経営責任者
リック・コレガ	セコール・ファームド・ツナ 最高経営責任者
メーディ・ドロウディ	南オーストラリア州第一次産業・資源省 漁業養殖業課長
アンソニー・ハースト	ビクトリア州第一次産業省水産課長

漁業主体台湾

シューリン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
チーチャオ・リュウ	行政院農業委員会漁業署主任
チシン・ファン	行政院農業委員会漁業署専門家
イエンジュ・リン	行政院農業委員会漁業署専門家
フーフイ・チュン	行政院農業委員会漁業署
ジェンフェン・チャン	行政院農業委員会漁業署
グレッグ・G.D.リー	外務省国際機関部主任
イチ・ファン	外務省国際機関部
シャン・ピン・ワン	国立台湾海洋大学環境生物・水産科学部 準教授
ジュリア・シャンウエン・ファン	国立台湾海洋大学海事資源管理研究所 助教授
ファンチー・チャン	国立台湾大学法学教授
チンチャ・ティエン	国立台湾大学助手
ユンチー・シェ	国立台湾大学助手
アレン・ハン	対外漁業協力発展協会事務員
パイ・ペン	対外漁業協力発展協会助手

ホーシン・カン	対外漁業協力発展協会助手
エンジャン・シェ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会名誉会長
インハー・リュウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会
	インド洋漁船運営委員会会長
クワンティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

インドネシア

アガス・A・ブドヒマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
アンソリ・ザウォィ	海洋漁業省海洋資源・漁業取締部長秘書
プルワント	海洋漁業省海洋漁業研究開発庁 漁業管理保存研究センター長
アンディ・ソエスモノ	海洋漁業省多国間協力課課長補佐
ドゥット・ヌグロホ	海洋漁業省海洋漁業研究開発庁 漁業管理保存研究センター 水産生物学者
アルディアンシア	海洋漁業省海洋資源・漁業取締部 協力計画室主任
マーラス	海洋漁業省計画課
ドゥイ・アガス・シスワ・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長

日本

宮原 正典	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部遠洋課
佐野 由輝	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室 調査専門職
北野 恭央	外務省経済局漁業室
伊藤 智幸	独立行政法人水産総合研究センター 遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室長
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合課長
玄馬 功次郎	日本かつおまぐろ漁業協同組合

金澤 俊明
村田 光範

全国漁業協同組合連合会
全国漁業協同組合連合会

ニュージーランド

アーサー・ホーア
ステファニー・ヒル
ケビン・サリバン
マリサ・マックファーソン
ツペ・ソロモンタノア

ピーター・バラントイン

漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
漁業省漁業上席分析官
漁業省科学部長
外務貿易省法律顧問
在台湾ニュージーランド商工業事務所
経済総務課長
ソランダー・フィッシャリーズ

大韓民国

ジャンウー・セオ
ヒュンヌク・クオン
オクジン・ジャン
ツァンギム・キム
ハーオク・ワン
ミンヨン・ヤン
ヒョーサム・キム

農林水産食品部国際漁業機関課長
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
農林水産食品部遠洋漁業課長補佐
国立漁業調査開発研究所上席研究官
国立水産物品質検査サービス水産検査官
思潮産業副部長
韓国海外漁業協会部長

協力的非加盟国

欧州共同体

タマス・マックザック
ニコラス・ボードウイン
ジャンピエール・ビドゲン

在台北欧州経済貿易事務所副所長
在台北欧州経済貿易事務所政務官
在台北欧州経済貿易事務所インターン

フィリピン

ジル・アドラ
リチャード・サイ

水産海洋資源局課長補佐
OPRT フィリピン会長

南アフリカ

クレイグ・スミス	農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業 管理担当
スーゼン・レセク	農業・林業・漁業省 MCS 担当
ドン・ルーカス	南アフリカまぐろはえ縄協会会長

オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ	海洋生態学及び科学技術コンサルタント
-------------	--------------------

アホウドリ類及びミズナギドリ類の保全に関する協定

ウォーレン・パプワース	事務局長
-------------	------

トラフィック・インターナショナル

ジョイス・ウー	計画官
---------	-----

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー	事務局長
鈴木 信一	事務局次長
サイモン・モーガン	データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美
小池 久美
山影 葉子

文書リスト
第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1010/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat
5. (Secretariat) Revised 2010 Budget
6. (Secretariat) Draft 2011 Budget
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
9. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting
10. (Secretariat) Report From The 2010 Joint Tuna RFMO Workshops
11. (Secretariat) Adoption and Implementation of the CCSBT Strategic Plan
12. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
13. (Secretariat) Adoption of a Management Procedure
14. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
15. (Secretariat) Cooperating Non-members
16. (Secretariat) Relationship with Non-members
17. (Secretariat) Activities with Other Organisations
18. (Secretariat) Governance Arrangements – Role of Chair
19. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents
20. (SC Chair) Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee
21. (Australia) A guide for adopting a CCSBT Management Procedure: short-term and long-term considerations

(CCSBT-EC/1010/BGD)

(CCSBT-EC/1010/Info)

1. (Secretariat) Report of the Joint tuna RFMO meeting of experts to share best practices on the provision of scientific advice (Barcelona, May/ June, 2010)

2. (Secretariat) Report of the International workshop on tuna RFMO management of issues relating to bycatch (Brisbane, June 2010)
3. (Secretariat) Report of the International workshop on RFMO management of tuna fisheries (Brisbane, June/July 2010)

(CCSBT-EC/1010/Rep)

1. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
2. Report of the Third Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2010)
3. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
4. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
5. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)
6. Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2009)
7. Report of the Eighth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (September 2009)
8. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
9. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)
10. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee (October 2008)
11. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
12. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)

(Documents to be discussed from the Compliance Committee Meeting)¹

(CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries -)

Australia	Australia's annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2009 Fishing Season
Korea	Annual Review of National SBT Fisheries
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries

¹ Documents from CC meeting which Members might want to discuss at the Extended Commission (EC) meeting. These documents will not be renumbered.

Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2009/2010
European Union	European Union Report on 2009 SBT Fishery
South Africa	Annual Review of the South African SBT Fishery for the 17th Annual Meeting of the Commission
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT)

(CCSBT-CC/1010/Compliance Action Plan-)

Australia	Australia's compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan
Korea	Korea Compliance Action Plan
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2010
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan 2010
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

(CCSBT-CC/1010/)

7. (Secretariat) CCSBT Data Confidentiality Rules and Arrangements
10. (Australia) Draft Resolution on the Provision of Fisheries-Dependent Data to Support the Scientific Assessment of Southern Bluefin Tuna and Ecologically Related Species

(CCSBT-CC/1010/BGD)

4. (Japan) Analysis of age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2009 (Originally CCSBT-ESC/1009/21)
5. (Japan) Monitoring on Japanese domestic markets: 2010 update (Originally CCSBT-ESC/1009/32)

(CCSBT-CC/1010/Info)

1. (Secretariat) Report of the International Workshop on Improvement, Harmonisation and Compatibility of Monitoring, Control and Surveillance Measures, including Monitoring Catches from Catching Vessels to Markets (Barcelona, June 2010)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

ニーハオ、おはようございます。

まず初めに、副会長に対し、この都市にお招きいただいたことに感謝申し上げます。我が代表団のほとんどが、台北訪問は初めてであり、この都市を探索する機会を楽しみにしております。

今週、我々の作業を開始するに当たり、美しい濟州島での我々の前回の会合からの結果を反映することが重要であります。この結果の中でもきわめて重要なものは、初期資源量の20%とする暫定的な目標レベルまで、みなみまぐろの産卵親魚資源を再建させるための持続的な行動に向けた我々一同の決意です。オーストラリアにとって、これは非常に前向きな結果であり、我々のそれぞれの業界の長期的収益性はみなみまぐろ資源の健全性に依存するというメンバーの認識を反映するものでした。

2009年の会合において、我々は、2010年年次会合で管理手続きを最終化及び採択するために、みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を実施することを確約しました。オーストラリアは、これは今週我々が直面する最重要課題であると考えております。

管理手続きを最終化するための作業を開始するに当たり、これらの議論に対するオーストラリアのアプローチの一端、及び我々の見解の指針となるものをお示しすることが、他のメンバーにとって有益かもしれません。まず第一に、我々の国内漁業について申し上げます、オーストラリアの連邦政府管理漁業漁獲戦略政策は、管理措置が枯渇した漁業資源の回復を可能にするという点において、高度な信頼性を要請しています。みなみまぐろのように極めて枯渇した魚資源に関しては、さらに高度な予防策を備えた管理措置が必要です。管理手続きにおける拡大委員会の検討に関して、我々は、資源を更に減少させないための措置の実施が保証されることはもちろんのこと、肯定的な兆候が資源状況に見られた場合、これに即座に反応することが可能な管理手続を希望します。第二に、オーストラリアは、ポートリンカーンを地元とする、みなみまぐろを対象とした重要な国内漁業を有しています。かかる業界は、この地域の重要な雇用主であり、地域経済及び地域社会に大きく貢献しています。オーストラリア大湾を回遊するみなみまぐろに依存しているのが、まさにこの業界であります。すなわち、この業界は、可動性がなく、その漁獲努力をメバチ、キハダ、ビンナガ又は他種に移行させることはできません。もちろん、我々は皆、業界からの要請に配慮しなければならず、オーストラリアとしては、みなみまぐろ資源を再建させるという合意された目標を目指しつつ、管理手続きの設計において、このような要請を考慮することができる方法を模索するべく、他のメンバーと共に作業する所存です。

みなみまぐろの産卵親魚資源の再建は、長期的な責務であり、我々の業界に重要な影響を及ぼします。このため、我々すべてが、全世界の総漁獲可能量レベルに関する我々の決議を裏付ける科学的プロセスに多大な信頼を置くことが、きわめて重要

であります。それゆえに、オーストラリアは、みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための、漁業依存データの提供に関する決議案を提案しています。この決議は、詳細な漁獲量及び努力量データ、すなわち、資源評価のプロセス及び管理手続きの双方を強化するデータの提出を規定しています。また、オーストラリアは、地域オブザーバー計画の設立を提案しています。このような計画は、漁獲量・努力量データ、及び全メンバーが各国の国別配分を遵守していることの双方に対する我々の信頼を強化することになるでしょう。我々は、今週、他のメンバーとこれらの提案の詳細をさらに議論することを楽しみにしております。

議長、我々全員が、**RFMO** の能力、特に、過剰漁獲されたまぐろ資源に対処するために効果的な措置を取るという点において、国際社会からの厳しい監視と批判があることを認識しております。もし我々が、今週の会合において、頑健な管理手続きを採択するという我々自身で定めた難題に応えることができなければ、かかる批判は、治まることなく増加することになるでしょう。

そうは申しましたが、オーストラリアは、みなみまぐろを再建するという我々共通の前向きな意思と確約が、2009年の会合から今週の議論に持ち越され、管理手続きに対するコンセンサスを得ることを確信しております。これは、当委員会の重要な成果となるでしょう。

私は、我々の全体の課題を前進させ、会合を成功裏に終了させるべく、他のコミッショナー、代表団及びオブザーバーの皆様と共に作業をすることを楽しみにしています。

シェイ シェイ、ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

まず初めに、皆様の台湾へのお越しを歓迎するとともに、今次会合をホストすることができ大変うれしく思っております。また、この会合の準備のために多大なる作業を行ったロバート・ケネディー事務局長及び事務局職員に対して感謝申し上げます。

第16回 CCSBT 年次会合において、メンバーは、2012年及びそれ以降の全世界の総漁獲可能量（TAC）を設定する基準として、今次会合で管理手続き（MP）を最終化し、2011年に導入することに合意しました。第2回戦略・漁業管理作業部会会合によって設定されたガイドラインに従った期限内に、みなみまぐろ（SBT）の暫定的な再建目標を達成するためには、将来の TAC が、2010年9月の拡大科学委員会会合によって選抜された MP プロジェクト候補に従って削減される必要があるかもしれません。これに対して、業界が調整及び順応するためには、初期段階の TAC 削減の範囲は適切に考慮されるべきです。

そのうえ、漁獲証明制度（CDS）、漁船監視システム（VMS）、転載計画及び科学オブザーバー計画などの、監視、管理及び取締り（MCS）措置の実施は、資源再建のための目標を達成するのに極めて重要です。CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議に基づき、表層漁業を除いたすべての SBT については、標識装着、個々の重量及び体長の測定、漁獲時の漁業統計海区の記録、並びに水揚げ前の転載の監視が行われます。これは、IUU 漁業との戦い及びその防止のための有益な措置となるでしょう。しかしながら、実施に関しては、まだ改善の余地があります。我々は、今次会合中にこれに関する解決法を見出すことを望んでおります。

加えて、CCSBT によって採択された保存管理措置の遵守に関し、発展途上国のキャパシティ・ビルディングを支援することもまた、目標達成のために極めて重要です。

我々は、今後数日間にわたり、全メンバー及び協力的非加盟国と共に建設的な議論を行い、今次会合で実り多き結果が得られることを期待しています。

今次会合の議題はかなりぎっしり詰まっておりますが、私は皆さんがこの都市を散策し、台湾の料理を吟味される機会がありますことを望んでおります。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様。

この度みなみまぐろ保存委員会の第17回拡大委員会年次会合に参加できることを大変うれしく思っています。そして、この会合をホストして下さった漁業主体台湾、及び今次会合開催にあたり多大な努力をして下さった事務局職員に対して心より御礼申し上げます。

既にお気づきの方もおられるかと思いますが、インドネシアがメンバーとしてこの重要な会合に参加するのは、2008年初め以来、今回で三回目です。インドネシアは、メンバーとして、CCSBT決議の遵守を通じて、SBTの持続可能性の管理を確保するために、多大な努力をして参りました。漁業者の学歴及び許可漁船のサイズが多様であるがゆえに、多くの障害がありますが、まぐろ漁業会社協会が代表する民間部門と手を取り合って、我々は、我々の大きな懸念を表しつつ、SBT資源の管理保存及び利用に関する活動に積極的に参加してまいりました。

SBTのデータ収集の強化を支援するために、我々は、インドネシア海洋漁業省及びOFCF日本主催、IOTC、WCPFC、CCSBT及びインドネシアまぐろはえ縄漁業協会後援の、昨年ジャカルタで行われた共同ワークショップにおける結果に従った漁業ログブックを導入しています。私は、今次会合において、インドネシアが、海洋漁業省規則No.PER.18/MEN/2010に基づき、漁業ログブック計画に関する新たな規則を設けたことを報告いたします。我々は、この規則を通じ、インドネシアのデータ収集が多いに改善し、CCSBT CDS制度の実施を強化することが可能になると信じております。この規則をより適切に履行する観点から、我々は、「ログブックなし、許可なし」の原則を適用します。我々は、これは、漁業管理の改善を通じて、持続可能なまぐろ資源を維持するためのRFMOの措置及び決議を遵守する我々の約束の一環であることを希望いたします。

しかしながら、現在の状況から見れば、みなみまぐろ漁業の将来はそれほど明るいものとは言えず、また漁獲努力量を管理するためにメンバーが協力して努力すべきことへの要請がこの委員会のあらゆる会合で繰り返されてきています。

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様、

我々は、委員会を支援するインドネシアの決意の一環として、2011年にバリで開催される第18回CCSBT委員会年次会合をホストし、議長を務める準備ができております。

最後に、我々が、CCRFに適合したSBT漁業管理及び持続的利用を、将来に渡って持続的に発展させていくことについて、実り多く満足のいく結果を生み出すために一緒に手を取り合うことができることを祈念いたしまして、冒頭の挨拶といたします。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

会議にご参加の皆様、第 17 回の拡大年次会合に参加できて嬉しく思っています。同時に、ホストの台湾当局に深甚なる感謝を表明したいと思います。

私は、マグロ管理、漁業管理の仕事に長年携わり、だんだん自分のキャリアのサンセットが見える年になってきました。そこで、この機会にミナミマグロ漁業の歴史について振り返りたいと思います。

ミナミマグロの漁獲の歴史は長く、60 年代に日本の漁業者が本格的に漁業を開始しております。当時、ミナミマグロは刺身ではなく缶詰やソーセージなどの加工原料として漁獲されておりました。それから、70 年代に超低温の技術が開発され、刺身として利用されるようになりました。

80 年代になり資源に陰りが見られたため、日・NZ・豪は、三国間協議を始めました。当時は、資源の保存・回復と同時に、豪州のまき網漁業における大量の小型魚の漁獲を削減することが大きな課題でした。三国間協議は難しい協議であり、なかなか結果が出せない状況が続き、89-90 年には豪州からモラトリアムの要求がありました。その後、持続的利用ができる魚種として保存管理措置を行おうという結論が出され、93 年に CCSBT ができました。不幸なことに私は 90 年から 93 年までミナミマグロを担当しておりました。ある時は 7 週間キャンベラに留め置かれておりましたが、何とか交渉を終えることができました。

そして、2 年前に CCSBT の仕事に戻りました。そのとき驚いたのが、まだミナミマグロ資源が危機的な状況にあることでした。日本としては、今回の第 17 回 CCSBT 会合においてミナミマグロ資源が将来確実に回復することを外部に対して示すことが大変重要と考えています。それは、CITES の問題とは別に、CCSBT という機関が存続できるかどうかという危機だと思っています。もしかすると、CCSBT が有効に機能する機関であることを世界に示す最後の機会かもしれません。そういった覚悟をもって、日本代表団は今回の会合で最大の努力をしたいと考えています。

日本は、過去 5 年に渡り、国別配分の半減という措置を受け入れました。これは簡単なことではありません。昨日、豪州の代表の方は、「豪州の漁業は沿岸漁

業であり、代替漁場がない」と発言されましたが、日本もまったく同じです。各水域に厳しい規制がある中、経済的に代替できる漁場は存在しません。事実、大西洋クロマグロの漁獲枠削減などを受け、この数年で 87 隻の減船を実施しました。87 隻の減船は、漁業者のみならず地域社会にも危機を引き起こしました。しかし、日本は、資源回復を最も優先すべきことを深く認識しています。したがって、昨年、済州島での会議において、漁獲枠が既に 3 千トンと決まっていたにも関わらず、さらなる削減を受け入れました。日本としては、TAC が回復していく際には、最優先で日本の漁獲枠が回復されてしかるべきと考えており、それを強く要求します。

しかし、日本を含めて、今、こうした各国の漁業の権利主張をすべきでないと認識しております。大事なことは TAC を含め、しっかり管理措置に取り組み、資源を回復させることです。関連して、日本にとって最も重要な 2 点を申し上げます。

1 つ目は、資源回復措置です。管理手続は非常に重要です。しかし、管理手続だけでは足りない場合、さらに追加的な措置を講じて資源回復を確実にすることが必要です。考えているより資源が悪いことが分かったら、漁獲をさらに大幅に削減する、また、場合によっては漁業の一時停止まで考える必要があります。逆に、資源回復の兆しが見えたらただちに規制措置の緩和を講じるべきです。このため、資源の動向をよりタイムリーに把握し、それを管理システムに反映させることが必要です。

2 つ目は、コンプライアンスです。コンプライアンスについては、遵守委員会の結果に大変落胆しています。各国が平等に、同じ水準で、同じ措置を確実に履行しなければ確実な資源の回復は達成されません。残念ながら、遵守委員会の中では、少なからずのメンバーの漁業がコンプライアンスを図れていない状態で行われていることが判明しました。日本としてはこの状況を放置することはできません。また、市場国として、そのような漁獲物を受け入れる用意もありません。この点も拡大委員会ですっきりと議論し結論を得たいと考えています。

以上 2 点は大事な点ですので開会挨拶で述べさせてもらいました。長い時間使って申し訳ありません。最後に、台湾の滞在が実りあるものになるよう皆さんと努力したいと思っております。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ、テナ コウトウ、テナ コウトウ カトア。ナガ ミヒ ヌイ
キ ア コウトウ。

[皆様、こんにちは、こんにちは、こんにちは!]

ニュージーランドの代表団を代表して、この会合の議長、代表団の皆様及びオブザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

初めに、我々を迎え入れてくれた議長に御礼申し上げるとともに、今週行われる議論のために素晴らしい会場を用意してくれたホストに対して御礼申し上げます。議長、我々は、議論すべき重要な事項を抱えておりますので、手短に申し上げます。

ニュージーランドは、低水準のみなみまぐる資源に対処するために昨年当拡大委員会が取った行動に勇気づけられましたが、まだやるべき事はたくさん残っています。今次会合において、我々は、この枯渇した資源の再建を目標とした将来の全世界の漁獲制限を導入することを可能にするための管理手続きに合意することが必要です。管理手続きのいくつかの基本的な特徴は合意された一方で、この再建の達成方法を決定付ける極めて重要な要素に関して、複数の選択肢があります。我々がこの選択ができるようにするために、拡大科学委員会のメンバーが我々に情報提供すべく作業してきたことについて、予め彼らにお礼を申し上げておきたいと思えます。

まずは、管理手続きに対するニュージーランドの期待を示しておきたいと思えます。第一に、高いリスクを伴う現在の非常に低い資源レベルから、短期間でより確実な状態に直ちに移行させる管理手続きの採択を求めることになるでしょう。また、管理手続きは、再建が実現することについて合理的な確実性を提供するものであり、さらに、管理手続きは、今後提起されるであろう最も短期間の再建期間の選択肢によって、合意している暫定的な再建目標を達成するものになるでしょう。私は、これは暫定的な目標だと言うことを強調しておきたいと思えます。その目標を達成した時点で、国際的に受け入れ可能な目標に到達するよう、さらなる再建が必要になります。

ニュージーランドは、この拡大委員会は、予防的な管理手続きを採択しなければならないと考えています。資源に前向きな兆候が見られるものの、だからと言ってうかつにこれですべてが良好だと考えるべきではありません。我々は、成功裏に資源の再建を達成することに共通の関心を持つだけでなく、それを行うべき国際的な義務があることを念頭に置かなければなりません。我々は、国際社会が自らの責務を果たしていない地域機関に苛立っていることを認識しています。

議長、これだけが、今次会合で決断する重要な課題ではありません。我々は、遵守上の課題及び漁業管理に関する他の事項に、引き続き取り組む必要があります。今の段階では、これらについて詳しくは述べませんが、漁業管理は精巧な芸術作品では

ないし、漁業は精密な科学でもないことを述べておきます。我々は、措置の遵守を確実に実施するための厳格な取締りを推進しなければなりません。我々の業界の業務の取組方法にはある程度の柔軟性が必要であるということにも配慮しなければなりません。

議長、最後に、ニュージーランド代表団は、メンバーと協力して作業をし、みなみまぐろ漁業に関して前向きな成果を得るためにここにいるのであり、今次会合の成功裏な結果を楽しみにしております。

ありがとうございました。

韓国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、おはようございます。
韓国代表団を代表いたしまして、この伝統的に装飾された美しい古風な建物において第17回みなみまぐろ拡大保存委員会会合をホストして下さった台湾政府に感謝申し上げます。そしてまた、今次会合を準備するに当たり、あらゆる努力を尽くして下さったケネディー氏及び事務局職員にも感謝いたします。

ご存知のとおり、韓国の濟州島で開催された昨年の年次会合で、我々は、みなみまぐろの資源状況に極めて大きな関心を有し、そして保存措置を採用するのに一晩費やしました。全世界の漁獲量の意味のある削減が、措置として採択されたにも関わらず、状況は変わっておりません。しかしながら、幸いにも、今年の初めに、資源再建戦略の開発及びMCS措置の強化などに努力が注がれました。さらに、我々がこれらの措置の実施上の抜け穴及びギャップを調べ、発見したので、先週末の会合で我々は、我々の現状及び進むべき方向を知ることができました。すべての参加者の皆さんの適時かつ適切な努力に感謝いたします。

9月初旬に、科学委員会は、この拡大委員会が採択できるよう、管理手続き（MP）を最終化し、オプションを提示しました。私の知る限り、それは予防的な生態系アプローチを含む野生生物の保存管理に関する最新の方法です。私は、科学者達がSBT資源及び当該漁業に関する莫大な構成要素及び条件に基づくモデル作成、並びにモデルのパフォーマンスに関する頑健性試験を行うのに、2000年以降長期間に渡り悪戦苦闘したほど、このMPは非常に洗練されかつ技術的なものであるという報告を受けております。したがって、ジョン・アナラSC議長及び全科学者が、すばらしいMPのオプションを提供したことに対し、お祝いを申し上げたいと思います。

さて、今次会合にて、我々はSBTが直面している状況に取り組み、条約上委任されている管理目標を達成させるために、最適なMPを1つ選択することになります。ひとたびMPが選択されたのなら、我々は、我々が採択した厳格なMCSに基づき、我々が開発した資源再建のための保存管理戦略に従って、それを効果的に実施することに全力を集中させなければなりません。

今次会合中に、これらの課題についての真剣な議論が行われますことを心から望んでおります。この点で、韓国は、長い長い漁業の歴史を持つ責任ある漁業国として、委員会の正しい方向性を見出すことに前向きに参加し、最終的にはメンバーの社会的かつ経済的な要求に応えつつ、資源再建及び安定かつ持続可能な漁業のために、すべての措置の実施にむけてできる限りの努力をすることをお約束いたします。

最後に、CCSBTが最も成功したRFMOとして、そして漁業に関する議論をするのに最も生産的な場所としてあり続けることができるよう望んでおります。ここでの建設的な議論を通じて実り多き成果を出せることを期待しております。
ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御出席の皆様、

欧州連合は、みなみまぐろ保存委員会の年次会合への参加を喜ばしく思い、今次会合をホストしてくださった台湾に感謝申し上げます。

ご承知のとおり、本日この場におります我々の関心事は、経済的な事項ではありません。すなわち、EU 船団は、みなみまぐろを対象としておらず、将来的にもそうする計画はございません。

ここでの我々の参加は、むしろ、様々な地域漁業管理機関の中でまぐろ漁業の一貫性のある政策及び管理行動を確実にするために全力を尽くすことを目標とする、漁業に対する我々の一般的な取り組みを証明するものであります。我々は、皆さんの経験から学び、我々の経験を提示するために、ここに参りました。

当委員会及び他の RFMO の任務は、容易なものではありません。それでも、我々は、自らの行動に対する高まる関心及び正当性によって支えられているということを確認しなければなりません。市民社会及び NGO は、危機に瀕している関心事に対する認識を更に増してきており、我々管理者は、我々の目標のよりいっそうの達成のためにより良い手段を考案しているところであります。だからこそ、EU は、Kobe プロセスを強く支持しているのであり、このプロセスを通じてまぐろ漁業の管理を徐々に改善しております。

我々は、まさに他の RFMO との協力、ベスト・プラクティスの交換、当該会合で出された勧告の承認及び実施を通じて、CCSBT 及び他のまぐろ類 RFMO がそれぞれの目標を達成するための手段を提供できるのであります。Kobe 会合が我々に示しているように、多くの事項が成し遂げられてはおりますが、まだすべきことがたくさんあります。そして、我々が今週ここにおりますのは、この筋道に沿って前進するためでもあります。

そうは言っても、世界的な取り組みに対する我々の関心によって、我々の CCSBT に関する作業への傾注がないがしろにされるものではありません。ご存知のとおり、今年の初めに、我々はこの委員会のメンバーになる第一歩を踏み出しました。それは、既存の条約の改正を必要とする長くて、労力を要するプロセスの始まりです。我々は、積極的にこの道を進む所存であります。もちろん、そうするためには皆さんの手助け及び支持が必要です。

我々は、今次会合に参加するのを楽しみにしており、会合が生産的で成功裏なものとなるよう期待しています。

ありがとうございました。

フィリピンのオープニング・ステートメント

フィリピン代表団を代表いたしまして、議長にご挨拶を申し上げ、今次会合をホストして下さった台湾にも感謝申し上げます。

我々のここでの参加は、すべての海域にいるまぐろ類の管理保存に対する我々の最大限の取組に一致したものであり、すなわちこれは、フィリピンが、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）及び中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）のメンバーであり、そしてみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の協力的非加盟国であることによって証明されております。我々は、みなみまぐろの持続的管理に向け、CCSBTへの継続的な取組を確約いたします。

フィリピンは、みなみまぐろを対象としておらず、CCSBT海域においてわずかなはえ縄船の漁業による混獲があるのみです。CCSBTの管理措置を遵守するかかる取組に従い、CCSBTに登録されたすべての漁船は、フィリピンの漁船監視システム（VMS）に登録契約をしなければなりません。

我々は、様々な議題項目の議論に参加することを楽しみにしており、会合の成果が生産的なものであることを期待しています。最後に、今後一年間、フィリピンに対して協力的非加盟国の地位が付与されることをこの委員会に謹んで要請いたします。

南アフリカのオープニング・ステートメント

南アフリカは、台湾の建国記念日にあたりお祝いを申し上げ、グランドホテルという、そのような権威ある会場で CCSBT の会合をホストして下さった台湾のみなさんに心から感謝の意を表明し、今年の会合がまた、多くの観点において画期的な会合となることを望んでおります。また、この機関のメンバー及び協力的非加盟国に必要な支援を提供するために、精力的に作業を行ってきた事務局職員にも感謝申し上げます。南アフリカは、みなみまぐろ資源の状況を十分に理解しており、また旗国及び寄港国として、この貴重な資源を再建させるために CCSBT を支援することを確約いたします。

南アフリカは、旗国として、CCSBT のすべての適切な管理及び保存措置を実施してきており、これらは最低限の管理基準の多くを超えたものとなっております。例えば、南アフリカはすべての水揚げを監視し、乗船科学オブザーバーのカバレッジは 10% を超え、漁業への生態系アプローチ (EAF) が導入され、すべての貿易文書は検証及び確認されています。また、南アフリカは、同国の EEZ 内でみなみまぐろを対象とする漁業を振興していくには割当量が不十分にもかかわらず、この割当量を管理する責務を果たしてまいりました。

南アフリカは、寄港国として、自国の港が外国籍漁船によって「便宜的港」としてこれ以上利用されないということを確認するために、2007 年以降、寄港国措置を導入することに努力を重ねてまいりました。南アフリカの港は、みなみまぐろのはえ縄漁業の最も重要な漁場の 1 つに隣接しており、CCSBT の締約国の遠洋漁船の多くによって頻繁に利用されていることから、とりわけ、このことは CCSBT にとって重要なことであります。

CCSBT に対する我々の取組を更に証明すると、南アフリカは、遵守委員会及び拡大委員会の過去 3 回の会合に参加してきており、現在、CCSBT 協定を批准する正式な手続きを行っているところです。みなみまぐろを対象とする漁業を振興する発展途上の沿岸国及びみなみまぐろの生息国としての南アフリカの権利が認識され、今後の配分量が公平かつ透過性のある方法で検討されることを願っております。

最後に、今年の拡大委員会に参加することを楽しみにしており、この機関の歴史上の画期的な出来事として、資源再建のための戦略管理手続き、TAC 決定及びその配分に関する判定基準の採択を期待しています。

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナルの
オープニング・ステートメント

HSI は、CCSBT が直面している管理上の課題に対処するための、必要不可欠な取り組みに参加する機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

この委員会は比較的小さな TRFMO ではありますが、これらの管理上の課題は、おそらく他の TRMO が直面している課題よりも、より深刻で難しいものであり、緊急に適切な決断をする必要があります。しかしながら、拡大委員会の今次会合内での決議に関わらず、問題が存在する海上での変化が確保されない限り、実際にはほとんど何も達成されないでしょう。これは、おそらく全体の中で最大の管理上の難題であり、今日までこの分野での進展は見られないものの、未だ HSI は、この難題は克服できないものではないことに楽観的であります。

HSI は、目下の優先事項、すなわち、メンバーはみなみまぐろの保存を達成するための方法に合意することが要求及び催促されている、ということ十分に認識しております。この作業は、他種に影響を及ぼすはえ縄漁業の深刻な課題に対する迅速な取り組みの進展を妨げてはなりません。そのような進展に関する明確なオプション、特に実践的な緩和措置は、実際に存在します。もちろん、第 17 回委員会会合もまた、この分野において、大きな進展を成し遂げることに失敗することはないですよ？

現在、みなみまぐろ資源が約 5% という危険な低いレベルにあることを考慮すると、受け入れ可能な期間内に全メンバーが資源回復からの利益を、高い信頼性を持って得ることを確実にするためには、HIS としては、SBT のゼロ TAC 以外のオプションは考え難いところです。未解決の管理上の課題が残る可能性があるかもしれないので、ゼロ TAC に関する示唆については、慎重に考慮される必要があります。HSI は、そのような思い切った措置によってメンバーが直面するかもしれない様々な障害を十分に認識しており、メンバーの努力に対しあらかじめ感謝申し上げたいと思います。

ACAP のオープニング・ステートメント

ACAP 協定の締約国を代表いたしまして、この度、挨拶を行う機会を与えてくださいましたことに関して議長に感謝するとともに、議題に含まれている重要な作業事項に関する成功裏な結論を期待しております。

同協定の最近の成果について簡単にご紹介するとともに、我々の作業に直面している主な難題、及び我々がそれらに取り組むためにこの委員会と共に作業したいと望んでいる手段の概要を説明したいと思っております。

過去 1 年間にわたり、浮きはえ縄漁業におけるアホウドリ及びミズナキドリの偶発的な死亡に関連する課題に対する理解に、大きな進展が見られました。南アフリカ政府の支援を受け、米国及び日本の研究者達によって行われた主要な研究は、一部の漁業において、アホウドリは、トリラインが張られた水域の外の餌付き釣針に到達できる潜水性のミズナキドリによって水面に持ち上げられた餌付き釣針に食いつくことを明らかにしました。この研究は、アホウドリ及びミズナキドリの双方が到達できない水深にできるだけ早く餌付き釣針を沈めるべく、その沈降率を早めることの重要性を強調しています。

枝縄に錘を加えることは、速い沈降率を達成するために使用される 1 つの方法ではありますが、縄が船に近いところで突然切れた時の跳ね返りにより、漁業者の安全性に危険を及ぼす可能性があります。特別に開発された鉛、並びに日本の研究者及び船頭らによって開発された錘の装着に関する新しい技術を通じて、これらの危険性の対処方法が改善されてきております。

しかしながら、効果的な緩和措置の開発は、我々が直面している海鳥混獲のための取組上の課題の 1 つに過ぎません。これらの措置をいかなる場合に適用すべきかを把握することも極めて重要です。必要性がないにもかかわらず、漁業者に緩和措置を適用するよう要求することは不必要であり、非効率的です。WCPFC は、最近、その管轄水域における海鳥の生態学的リスク評価 (ERA) を終了しましたが、これは海鳥が漁業操業により最も脅かされる可能性のある水域を特定することに大変効果的であります。しかしながら、これらの ERA を確証するため及び緩和措置の適用水域を絞り込むためには、オブザーバー計画からのデータが必要です。

この課題に関連するもので、今次会合が検討する 2 つの課題があります。まず 1 つは、どのようなデータを収集し、どのように利用するかを決定することです。2 つ目の関連する課題は、CCSBT と ACAP 間の覚書案であり、この主たる目的は、我々 2 つの機関間のデータ交換に関する過程を正式化することです。

ACAP は、CCSBT の作業を支援することを楽しみにしております。海鳥混獲に関する課題に対する我々の理解には大きな進展が見られていますが、これら多くの種は、まさに漁業管理機関及び最も重要なのは漁業業界そのものと協力的に作業することによってのみ、絶滅から保護されるのです。

私は、これらの成果の達成をお手伝いすることで、今次会合の作業に貢献することを楽しみにしております。

この重要な課題を説明する機会を与えてくださったことに関して、議長及びこの会合の参加者の皆さんに対してお礼を申し上げます。今後数日間にわたり、皆さんと作業することを楽しみにしております。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

野生動物の取引のモニタリング・ネットワークであるトラフィックと WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は喜んで、今回の重要な審議に貢献すること、及びその結果導き出される決定の実施を支援したいと思っております。我々は、みなまぐる並びに他の生態学的関連種、特にサメ、海鳥及び海亀を効果的に保存するために、メンバーが切迫感をもって必要な決定を行うことを心底希望し期待しています。

我々は、最近の CCSBT 会合の進展、特に 2009 年における TAC の削減及び今次委員会会合で管理手続きに合意することに対するメンバーの確約に満足しております。CCSBT16 の冒頭において、我々は CCSBT のメンバーに対して、資源回復のための必要性に基づいた暫定的なゼロ TAC の導入を呼びかけました。最近の委員会会合から前向きな成果が出されている一方で、未だに我々は、資源状況に関して大きな懸念を抱いており、これに対しては暫定的なゼロ TAC を講じることが最良であり、これによって最短期間で資源回復する可能性が最も高くなるでしょう。

我々は、今次会合で管理手続きに合意する現在のプロセスを通じて、CCSBT のメンバーと共に作業をすることに鋭意取り組む所存ではありますが、1 点、明確にしておかなければなりません。RFMO による約束事は実際の行動を伴う必要があり、資源が更に減少しているにもかかわらず我々を待たせないでください。

手元にあるこの拡大委員会会合の課題に目を向けてみますと、主な決定事項としては、採択される管理手続きのタイプ、その予防の程度、初期産卵親魚資源量の 20% という産卵親魚資源に適合するレベルへの早期回復を示す程度が上げられるでしょう。

今週、我々は次に申し上げることを反映させた決定を期待しています。

- より反応性の高い管理手続きの採択 (MP_1)
- 再建目標として、より予防的な 2035 年目標の採択。再建目標の実現を確実にするためには、適切な進展が確実にモニターされることが極めて重要。
- 暫定的な再建目標の達成確率として 90% を採用。資源は歴史的に低いレベルにあり、長期にわたり CCSBT による不適切な管理行動及び 1 メンバーによるかなりの過剰漁獲に直面している。
- CCSBT 漁獲証明制度によって十分に後押しされた適切かつ独立した地域オブザーバー計画の採択及び実施。
- SBT の取引における標識装着義務を、丸の魚以外のすべての部位及びその派生品、すなわち、すべての製品に拡大。

- 操業ごとのファインスケール・データの提出を義務とする拘束力のある措置の採択。

トラフィック及び WWF は、SBT だけではなく生態学的関連種の保存の必要性について、引き続き大きな関心を有しております。我々は、サメの保存に関して拘束力のある措置が欠如していることに特段の懸念を有しており、このような措置には、サメの漁獲報告・同定、取引の際の製品への標識装着、すべてのサメ類の船上保持、及び水揚げまで胴体からヒレを切り離すことの禁止が含まれます。

我々はまた、委員会は、Kobe II のプロセスやそのワークショップのような関連する世界的な進展からの CCSBT に対する影響を、至急かつ特段に留意する必要があると感じております。現時点において特に留意すべきことは、これらのワークショップからの勧告です。

1. 「すべての漁法についての許可船舶及び現役船舶のリストの策定・公表。これらのリストには、まぐろ類 RFMO の管轄下においてかなりの量の魚を漁獲することが可能な小規模な漁船を含む。」我々は、許可船舶は、固有の船舶識別子であり、また許可を受けるための適格性の基準となるものでもある IMO 番号を所持及び提出しなければならないと考えており、また、これは単に漁獲可能性のある船舶の常備リストとしてではなく、当該船舶が当該年に漁業の許可を受けていることがメンバーによって通知されていることを明らかにするものだと考えます。これは、ある年におけるいかなる船舶の IUU 活動をも特定するのに役立ちます。
2. 「RFMO によって開発及び実施された規則及び規定に違反した RFMO のメンバー及び非加盟国並びにそれらの船舶に適用するための制裁及び罰則に関する一貫した実施可能な制度の設計。」
3. 混獲に関する作業部会は、「拘束力のある」措置の採択を明確に勧告した。
4. 「優先事項として、RFMO 間のさらなる協力及び連携を促進するためのまぐろ類 RFMO 合同混獲技術作業部会の設立。」

最後になりましたが、議長、トラフィック及び WWF は、CCSBT における管理続きの開発を支持し、これを優先的かつ全面的に導入することを強く要請いたします。議論は、生態学上安全と考えることができ、かつ予防的原則の適用に整合的なレベルへの SBT 資源の迅速な回復に焦点を当てなければなりません。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会報告書

1. トリッシュ・ストーン氏（オーストラリア）が財政運営委員会（FAC）の議長を務めることがメンバーによって合意された。議長は、FACによって合意された一般的な議題を提案した。
2. FACは、2010年修正予算、並びに科学的航空調査の資金分担に関するオーストラリアの提案、拡大委員会によって計画された遵守活動への適切な財源提供に関する提案、その他の予備項目、2011年のSFMWG会合の経費見積り、インドネシアに対するキャパシティ・ビルディング及び2011年におけるERSWG関連経費を含む2011年予算案を議論した。
3. また、FACは、CCSBTウェブサイトの開発についても議論した。

財政

2010年修正予算

4. 事務局長は、2010年承認予算から10%の節約があったことを強調しつつ、2010年修正予算の概要を説明した。FACは、予算に関する作業、特に節約に関して事務局長に感謝した。
5. FACは、2010年修正予算（別添A）が委員会によって合意されるべきことを勧告する。

2011年予算案

6. FACは、2011年予算案を検討した。
7. 事務局長は、予算における為替レートの重要性を説明し、予算上の数値が現行の豪州ドル高によって過小計上とならないことを確保するため、修正を加えた為替レートを適用したことを述べた。
8. FACは、2011年のESC及びSCの経費が、遵守委員会の期間延長、休息日の追加、及び当地賃借レートを適用したことによるこれらの会合用機材借料の増加により、82,500豪州ドル増加することに留意した。
9. ESCの議長は、現在の諮問パネルのメンバーの1人が退職の意向を示唆していることをFACに報告した。現在の作業量及び予想される任務にかんがみ、SC/ESCは、当該パネルのメンバーに対して、2011年に復帰するよう要請している。SCの議長は、現時点では3人以上のパネルのメンバーがいることが理想的であると説明した。
10. FACは、SC/ESCの諮問パネルをレビューするよう勧告し、2011年のFACによる検討のため、ESCの議長に対して、独立パネルメンバーに関し必要とさ

れる役割を概説した文書を作成し、すべての必要な役割をカバーする3人のパネルへの移行を検討することを要請した。

11. FACは、2011年予算案から、ESC議長のKobe3会合への参加資金を削ることに合意した。Kobe3においては、事務局長がCCSBTを代表する。
12. FACは、オペレーティング・モデル/管理戦略開発項目に関する割当額については、管理手続きにおいて必要となるかもしれない追加的な作業を考慮して、20,000豪州ドルに増加することに合意した。これは、Kobe3へのESC議長の参加資金の削除によって相殺される。
13. FACは、資源評価/管理手続き作業へのインドネシアの参加を促進するための支援及びトレーニング計画として、6,000豪州ドルの資金を計上することに合意した。

航空調査の資金の分担

14. FACは、航空調査に関するオーストラリアの拠出金について議論した。メンバーは、オーストラリアが若齢SBTの航空調査を実施していることに感謝したが、現時点では、一部又は全額の資金分担のいずれも支持することはできなかった。

コンプライアンス・オフィサーの雇用

15. FACは、事務局職員は最大限に活用されており、これ以上の職務を行う余地はほとんどないことに留意した。FACは、委員会への遵守のための適切な財源を提供することを支持した。一部のメンバーは、自らの国内規則により、今次会合での委員会職員の増加を認めることは不可能であることに言及した。これに基づき、FACは、遵守計画及び政策の策定を支援するコンサルタントのための30,000豪州ドルを含めることに合意した。
16. FACは、この課題については2012年に関連するものとして更に考慮していくことに合意し、事務局に対して、2012年予算案に遵守のための適切な財源を含めることを要請した。議長は、全メンバーに対し、それが拡大委員会の望みであるならば、各メンバーがコンプライアンス・オフィサーの任命を検討することができる立場を確固たるものにするよう強く要請した。

その他の予備項目

17. ESCの議長は、2011年にそれらの会合を予定に組み込むにはさらに時間が必要であるかもしれないが、これは拡大委員会が策定する作業計画次第であると説明した。しかしながら、FACは、現時点で予算上にこれに関する引当金を計上していない。

2011年SFMWG会合

18. FACは、予算に、84,612豪州ドルを計上することに合意した。この金額は、3日間のSFMWG会合を基準としたもので、遵守委員会議長が出席するための約10,000豪州ドルを含んでいる。

2011年のERSWG会合経費

19. FACは、2011年にこの項目に関して追加的な資金を計上する必要はないことに留意した。
20. FACは、委員会は1,775,312豪州ドルの2011年予算案（別添B）に合意すべきことを勧告する。各メンバーの分担金の所要額は、予算の収入明細のとおり。

運営上の事項

CCSBT ウェブサイトの再開発

21. 事務局長は、FACに対して、CCSBT ウェブサイトに関する進展状況及び2011年の計画の最新の情報を提供した。FACは、ウェブサイトのデータ共有ページの安全性を更に高めることを含むウェブサイトを改善するための計画に満足した。

その他の事項

22. FACは、SBT 標識の資金について議論し、メンバーはそれぞれの経験を共有した。FACは、標識の費用は各国の状況によって、ある場合は政府が負担し、またある場合は業界が埋め合わせしていることに留意した。

2010年一般予算

収入	2010年 承認予算	2010年 修正予算	% 増加率
メンバー分担金	\$1,434,828	\$1,434,828	0%
日本	\$442,172	\$442,172	
オーストラリア	\$442,172	\$442,172	
ニュージーランド	\$137,131	\$137,131	
韓国	\$146,285	\$146,285	
漁業主体台湾	\$146,285	\$146,285	
インドネシア	\$120,783	\$120,783	
職員課徴金	\$75,155	\$69,205	-8%
前年からの繰越金	\$216,468	\$216,468	0%
利子収入	\$29,500	\$57,242	94%
総収入額	\$1,755,951	\$1,777,743	1%

支出	2010年 承認予算	2010年 修正予算	% 増加率
年次会合及び遵守委員会 - (CCSBT17)(CC5)	249,200	195,432	-22%
独立議長	47,800	39,621	-17%
通訳費用	54,400	45,589	-16%
会場借料	44,000	40,409	-8%
機材借料	31,600	19,816	-37%
ケータリング	13,800	12,871	-7%
翻訳/会議文書印刷費用	19,400	7,755	-60%
事務局費用	38,200	29,372	-23%
第15回SC	333,200	263,817	-21%
通訳費用	56,000	50,971	-9%
会場借料	50,200	43,789	-13%
機材借料	34,100	21,091	-38%
コンサルタントー議長及び諮問パネル	128,800	114,822	-11%
ケータリング	9,700	7,837	-19%
翻訳/会議文書印刷費用	15,000	4,182	-72%
事務局費用	39,400	21,125	-46%
補助委員会	136,396	125,034	-8%
戦略・漁業管理作業部会会合	63,179	75,848	20%
オペレーティング・モデル技術会合	73,217	49,186	-33%
特別プロジェクト	90,000	93,368	4%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	34,700	23,815	-31%
CPUEシリーズの開発	1,300	1,300	0%
標識放流計画調整費	54,000	53,911	0%
Kobe2科学ワークショップへの参加	0	14,343	*
事務局経費	831,955	786,684	-5%
事務局職員経費	542,300	516,547	-5%
職員課徴金	75,155	69,205	-8%
職員の年金/社会保障	96,400	89,568	-7%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	15,400	14,987	-3%
旅行/運搬費	34,000	25,072	-26%
委員会報告書の翻訳	15,800	19,235	22%
トレーニング	2,000	2,000	0%
一時帰国手当	8,000	7,991	0%
その他職員費用	2,300	1,480	-36%
職員退職金引当 (累積される負債)	40,600	40,600	0%
事務所管理費	115,200	112,389	-2%
事務所及び倉庫賃貸料	40,200	40,095	0%
事務所費用	52,700	49,256	-7%
物品購入費	9,100	9,100	0%
電話/通信費	13,200	13,937	6%
総支出額	\$1,755,951	\$1,576,725	-10%

2011年承認一般予算

収入	2010年 修正予算	2011年 承認予算	% 増加率
メンバー分担金	\$1,434,828	\$1,457,894	\$23,066
日本	\$442,172	\$449,280	\$7,108
オーストラリア	\$442,172	\$449,280	\$7,108
ニュージーランド	\$137,131	\$139,335	\$2,204
韓国	\$146,285	\$148,637	\$2,352
漁業主体台湾	\$146,285	\$148,637	\$2,352
インドネシア	\$120,783	\$122,725	\$1,942
職員課徴金	\$69,205	\$74,400	\$5,195
前年からの繰越金	\$216,468	\$201,018	-\$15,450
利子収入	\$57,242	\$42,000	-\$15,242
総収入額	\$1,777,743	\$1,775,312	-\$2,431

支出	2010年 修正予算	2011年 承認予算	増加額	% 増加率
年次会合及び遵守委員会 - (CC/EC/CCSBT)	\$195,432	\$247,100	\$51,668	26%
独立議長	\$39,621	\$44,600	\$4,979	13%
通訳費用	\$45,589	\$60,100	\$14,511	32%
会場借料及びケータリング	\$53,280	\$51,400	-\$1,880	-4%
機材借料	\$19,816	\$59,300	\$39,484	199%
会議文書翻訳費用	\$7,755	\$10,000	\$2,245	29%
事務局費用	\$29,372	\$21,700	-\$7,672	-26%
SC/ESC 会合	\$263,817	\$294,700	\$30,883	12%
通訳費用	\$50,971	\$54,100	\$3,129	6%
会場借料及びケータリング	\$51,626	\$32,800	-\$18,826	-36%
機材借料	\$21,091	\$45,800	\$24,709	117%
コンサルタントー議長及び諮問パネル	\$114,822	\$131,700	\$16,878	15%
会議文書翻訳費用	\$4,182	\$10,000	\$5,818	139%
事務局費用	\$21,125	\$20,300	-\$825	-4%
補助委員会	\$125,034	\$148,212	\$23,178	19%
戦略・漁業管理作業部会会合	\$75,848	\$84,612	\$8,765	12%
オペレーティング・モデル/管理手続き技術会合	\$49,186	\$63,600	\$14,414	29%
特別プロジェクト	\$93,368	\$94,500	\$1,132	1%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$23,815	\$20,000	-\$3,815	-16%
CPUEシリーズの開発	\$1,300	\$1,000	-\$300	-23%
標識放流計画調整費	\$53,911	\$27,500	-\$26,411	-49%
ESC議長のKobe2科学ワークショップ/Kobe3への参加	\$14,343	\$0	-\$14,343	-100%
閉会期間中の遵守作業	\$0	\$30,000	\$30,000	-
インドネシアへの支援	\$0	\$6,000	\$6,000	-
ERS教育パンフレットの制作	\$0	\$10,000	\$10,000	-
事務局経費	\$786,684	\$860,100	\$73,416	9%
事務局職員経費	\$516,547	\$557,700	\$41,153	8%
職員課徴金	\$69,205	\$74,400	\$5,195	8%
職員の年金/社会保険	\$89,568	\$98,000	\$8,432	9%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$14,987	\$16,300	\$1,313	9%
旅行/運搬費	\$25,072	\$27,500	\$2,428	10%
委員会の報告書の翻訳	\$19,235	\$25,000	\$5,765	30%
トレーニング	\$2,000	\$2,000	\$0	0%
一時帰国手当	\$7,991	\$5,000	-\$2,991	-37%
その他職員費用	\$1,480	\$2,200	\$720	49%
職員退職金引当 (累積される負債)	\$40,600	\$52,000	\$11,400	28%
事務所管理費	\$112,389	\$130,700	\$18,311	16%
事務所賃貸料	\$40,095	\$51,400	\$11,305	28%
事務所費用	\$49,256	\$52,000	\$2,744	6%
物品購入費	\$9,100	\$14,900	\$5,800	64%
電話/通信費	\$13,937	\$12,400	-\$1,537	-11%
総支出額	\$1,576,725	\$1,775,312	\$198,587	13%

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 5 回 遵守委員会 会合 報告書

2010 年 10 月 9-10 日

台湾、台北

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 2 回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2010 年 4 月 14 – 16 日
日本、東京

改正後の遵守委員会付託事項

機能

- A. 拡大委員会により採択されたすべての保存管理措置の遵守のモニター、レビュー及び評価。
- B. 拡大委員会に提出されるデータの質（正確さ及びスケジュールの両面において）のモニター、レビュー及び評価。
- C. 拡大委員会の加盟国及び協力的非加盟国による遵守活動についての情報交換。
- D. 加盟国及び協力的非加盟国による遵守措置の履行状況を拡大委員会に報告。
- E. 非遵守に対処するための措置及び正確かつ適切なタイミングですべての漁業に関するデータを確実に入手するための措置を含む、新たな遵守措置に関する拡大委員会への勧告を策定。
- F. 遵守活動と情報交換における協力に関する拡大委員会への勧告を策定。

手続規則

- 1. 拡大委員会による他の決定がない限り、遵守委員会は年に一度拡大委員会年次会合の直前に開催される。
- 2. 遵守委員会は各加盟国、各協力的非加盟国から2名の代表で構成される。遵守委員会の代表は顧問を随行できる。定足数は拡大委員会のうち3加盟国とする。
- 3. 拡大委員会の取極により、関係する政府間組織、非政府組織及び非加盟国の代表はオブザーバーでの参加となる。
- 4. 遵守委員会は拡大委員会年次会合において検討に資する報告書又は拡大委員会の要請する報告書を準備する。
- 5. 遵守委員会の報告書と勧告は出席している拡大委員会加盟国のコンセンサスによって採択される。
- 6. 拡大委員会の加盟国のみが投票権を有する。
- 7. 拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、遵守委員会の機能に関係するいかなる事案も提出することができる。

8. 拡大委員会は遵守委員会の2年の任期を持つ議長を指名する。議長の再指名は一度のみ。議長は独立とし、加盟国の代表団にあってはならない。議長の指名は遵守委員会の技術的な性質を考慮して行われる。
9. 議長の任務は、遵守委員会会合の運営管理と拡大委員会への遵守委員会報告書の提出である。
10. 遵守委員会開催の4週間前に、拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、ナショナルレポートに列挙されている情報を報告書として提出する。遵守委員会は、コンセンサスにより、加盟国、協力的非加盟国が報告書に記載すべき情報について、新たな要素を提案することができる。
11. 遵守委員会開催の4週間前に、事務局は拡大委員会の保存管理措置に関する活動についての報告書を提供する。
12. 遵守委員会は、審議に用いられる資料について機密及び非公開とする旨内容の拡大委員会への勧告を行うことができる。
13. 遵守委員会は、その活動を促進するための付託事項の改正に関し、拡大委員会への勧告を行うことができる。

改正後の手続規則

みなみまぐろ保存委員会

みなみまぐろ保存委員会手続規則

規則 1

代表

1. みなみまぐろの保存のための条約（以下「条約」という。）の各締約国は、みなみまぐろ保存委員会（以下「委員会」という。）の加盟国（以下「加盟国」という。）を構成し、3名以下の代表により代表されるものとする。これらの代表は、専門家及び顧問を同伴することができる。各加盟国は、委員会の各会合の開始前できる限り早く、代表団長の特定を含む委員会への代表、並びに代表と同伴する専門家及び顧問の氏名、さらにその変更について事務局長¹に通報しなければならない。

2. 各加盟国は、閉会期間中における事務局長との連絡に第一義的責任を有する担当者を指名し、担当者の氏名と連絡先及びその変更について事務局長に通報しなければならない。

規則 2

委員会の会合

1. 事務局が設置され、委員会の本部の所在地が決定するまでの間は、委員会の年次会合は、別途決定しない限り、加盟国の1つで順番に行うものとする。

年次会合

2. (a) 委員会は、毎年8月1日の前又は委員会が別途決定する他の時期に年次会合を開催するものとする。
- (b) 事務局が設置され、委員会の本部の所在地が決定した後は、委員会の年次会合は加盟国の1つで順番に行うものとする。いず

¹ この規則の目的のため及び条約第10条2に基づき、事務局長に対する言及は、事務局が設置されるまでの間、書記として行動する職員にも言及されるものとする。

れかの加盟国が年次会合を主催することを希望しない場合には、当該年次会合は、委員会が別途決定しない限り、委員会の本部で開催するものとする。

(c) 年次会合の開催通知は、当該会合の暫定議題案とともに、事務局長により、会合開始の日の100日以上前にすべての加盟国に送付されなければならない。

特別会合

3. (a) 委員会の特別会合は、いずれかの加盟国から要請があり、かつ、少なくとも他の2つの加盟国の支持がある場合に、議長により召集されるものとする。

(b) 議長は、事務局長と相談するとともに、状況が許すかどうかについて加盟国に意見を聞いた上で、特別会合の時期と場所を決定しなければならない。

(c) 特別会合の開催通知は、事務局長により、会合開始の日の30日以上前にすべての加盟国に送付されなければならない。

定足数

4. 定足数は加盟国の3分の2とする。

規則3

オブザーバー

1. 条約第14条に基づき、すべての加盟国の承認がある場合に、事務局長は、以下の国、団体又は機関に対し、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

(a) この条約の締約国でない国又は団体であってその国民、住民又は漁船がみなみまぐろを採捕しているもの及びみなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国：及び

(b) 政府間機関又は要請がある場合に非政府機関であってみなみまぐろに関し特別の能力を有するもの又は条約の目的の達成に対し貢献しうる能力を有するもの。

2. 規則3.3及び3.5に規定されている場合を除き、委員会は、規則3.1に言及される国、団体、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関について、直前の会合に招請したときは、これらのうちいずれに対し次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請するかを、当該直前の会合において決定するものとする。

3. 委員会は、規則3.1に言及される特定の国、団体、政府間機関又は要請

がある場合に非政府機関に対して、長期的なオブザーバーの地位を承認することができる。委員会による長期的なオブザーバーの地位の承認は、承認の対象となる会合の形式を特定し、その承認は委員会によって取り消されるまで効力を有する。加盟国は、長期的なオブザーバーの地位の承認を取り消すための要請を、その理由を添えて書面にて行うことができる。事務局長は、委員会の加盟国及び該当するオブザーバーへの情報として、その要請及び添付された理由を回章する。長期的なオブザーバーの地位は、加盟国から当該要請を受領した時点で停止される。このような要請は、次回の委員会の会合の60日以上前であれば閉会期間中に行うことができる。事務局長は、委員会が決定した長期的なオブザーバーの地位に関するすべての最新の承認リストを保持し、規則3.7に基づき該当する会合についての長期的なオブザーバーの地位を有するオブザーバーに対して招待状を発出するものとする。

4. 委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を表明した非政府機関は、みなみまぐろに関する機関の能力、又は条約の目的の達成に対し貢献しうる機関の能力について説明する情報を事務局長に提出しなければならない。

5. 委員会の会合の50日以上前に事務局長は、次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を示した規則3.3に基づく長期的なオブザーバーの地位を有していない国、団体及び機関の名称を加盟国に通知するとともに、規則3.4に基づき非政府機関から入手した情報を加盟国に提供しなければならない。事務局長はさらに、規則3.1に言及されている国、団体又は政府間機関のうち、委員会の会合に招待されていないが、会合への出席が委員会の作業に貢献する可能性のあるものの名称を加盟国に示すことができる。

6. 委員会は、事務局長が規則3.5により行った助言又は示唆に基づき、招請するオブザーバーについて規則6.5に従って決定するものとする。もしある加盟国が、特定の国、団体又は機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することに反対する場合には、その加盟国は、書面で反対の意志及びその理由を事務局長に通知しなければならない。加盟国は、他の加盟国が特定のオブザーバーを招請することに反対する場合には、反対の意志及びその理由を通報されるものとし、そのような反対は、次回の委員会会合の早い段階で検討されるものとする。事務局長は、書面による反対の意志を受領した場合には、反対された国、団体又は機関に対し、反対した加盟国名及び提供された理由を通知するものとする。

7. 事務局長は、会合の開始の28日以上前までに、オブザーバーに対する委員会の会合への招請状を発出するものとする。招請状を受領したものは、会合の開始の少なくとも14日前までに、招請の諾否及び会合に出席するオブザーバーの詳細を事務局長に書面で通知しなければならない。

8. オブザーバーは、委員会の公開及び非公開のセッションに出席することができる。いずれかの委員会の加盟国が要請する場合には、委員会は、議題のど

の部分の討議を加盟国だけに限るかについて決定するため、オブザーバーの出席なしでの会合を持つものとする。以上の規定にもかかわらず、いずれかの加盟国が要請する場合には、委員会の会合にオブザーバーとして出席することを非政府機関に招請することに関する委員会のセッションは、加盟国のみに制限されるものとする。

9. 議長は、加盟国が反対しない限り、オブザーバーが委員会で発言する機会を与えることができる。オブザーバーは、委員会の意志決定に参加する資格はなく、投票することはできない。

10. オブザーバーは、情報としての書類に限り、加盟国への配布のために事務局長に文書を提出することができる。そのような文書は、委員会が検討する事項に関係するものでなければならない。委員会のいずれかの加盟国が要求しない限り、そのような文書は提出されたものに使用されている言語によるもののみとする。

11. 委員会は、オブザーバーから提出された文書を検討することができるものとする。

規則 3 A

協力的非加盟国

1. 協力的非加盟国の権限で拡大委員会への参加が認められた国（団体）は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟国の参加を制限することを決定することが出来る。

規則 4

議長及び副議長

1. 委員会は、各年次会合において、代表の中から議長及び副議長を選出するものとする。議長及び副議長は異なる加盟国から選出されるものとし、後任者が次の年次会合において選出されるまでの間在任するものとする。第1回会合の議長及び副議長は、選出後直ちに任につき、後任者が第1回会合の終了前に選出されるまでの間在任するものとする。その後は、議長及び副議長は選出された会合の終了以降その任につくものとする。

2. 議長は、委員会の会合に議長として参加するものとし、投票権を含む加盟国の代表としての権利を同時に行使することはできないものとする。自国の代表が議長に選出された加盟国は、他の者を代表として指名することができる。

3. 事務局が設立されるまでの間は、議長は、条約第10条3に規定された事務局の機能を果たすため、その所属する政府の中から1年の期間委員会の書記として行動する職員を指名するものとする。議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名と連絡先を加盟国に通告するものとする。

4. 議長が不在の場合は、副議長がその任務を代行し、議長あるいは副議長がその任務期間の満了以外の理由で欠けたときは、委員会の承認を得ることを条件に、残りの任務期間について、前任者と同じ加盟国の代表から選出されるものとする。

5. 議長の権限と任務は次のとおりとする：

- (a) 委員会の会合の開会と閉会を宣言すること；
- (b) 委員会における討議を指揮すること；
- (c) 発言の機会を与え、発言の時間を制限すること；
- (d) 議長の議事運営について委員会の決定に付すことを要求する各代表の権利に従い、動議を処理すること；
- (e) コンセンサスの存在を決定し、必要な場合には投票に付し、その結果を発表すること；
- (f) 会合に対して、決定の論理的根拠を明らかにするよう指揮すること；
- (g) 委員会に代わり、すべての加盟国、出席した国、団体、政府間機関及び非政府機関に配布するために、委員会の会合の進行についての報告書に署名すること；
- (h) その他のこの規則に規定された権限及び責務を実行し、委員会の活動がその決定に基づき効果的に実施されることが確保されるよう判断し、事務局長に指示すること。

規則5

議題

1. 各年次会合の暫定議題案は、議長と相談の上事務局長により作成され、規則2に言及される年次会合開催の通知とともに加盟国に送付されるものとする。

2. 会合の議題に追加事項を提案する加盟国は、その事項を会合の開始の日の70日以上前に、その説明文とともに事務局長に通報しなければならない。

暫定議題

3. 各年次会合の暫定議題は、議長と協議の上、事務局長によって準備される。その暫定議題は、会議開催の60日前までに事務局長によってすべての加盟国に発送される。暫定議題は以下を含む。

- (a) 拡大委員会による決定の承認。

- (b) 委員会が、事前に暫定議題に含めることを決定しているすべての項目。また、
- (c) 委員会の加盟国によって要求されているものに含まれるすべての捕捉項目。

4. 暫定議題は、その関係する会合の冒頭で確認されなければならない、会合においてさらに修正されることがあるものとする。

特別会合の暫定議題

5. 特別会合の暫定議題は、その会合が開催される目的に関する事項を基礎として、議長と相談の上事務局長により作成され、規則2に言及される特別会合開催の通知に付されるものとする。

特定の問題についての議題

6. 次の議題に関する事項については、事務局長は、会合開始の60日以上前までにすべての加盟国に対し配布するための説明文書を用意しなければならない。

- (a) 条約第8条3に基づくみなみまぐろの保存、管理又は最適利用に関する措置の決定：
- (b) 条約第8条5に基づく勧告の決定：
- (c) 条約第8条10に基づく補助機関の設置：
- (d) 条約第14条に基づくオブザーバーの招請：及び
- (e) 条約第6条8に基づく現在の手続規則の改正、並びにその他の内部規則の決定及びその改正。

規則6

投票

1. 各加盟国は、委員会において1の票を有するものとする。委員会の決定は、委員会の会合に出席する加盟国の全会一致の投票によるものとする。
2. 出席するすべての加盟国との相談の後、議長は、自己の見解により特定の提案に対しコンセンサスがあると認め、委員会の決定とすることを提起するものとする。この提起に対しいずれかの加盟国から投票に付すべしとの要求がなく、又は提案に対する検討を遅らせるべしとの提案がない限り、議長は提案は委員会の決定として採択されたと表明するものとする。
3. いずれかの加盟国が連呼による投票あるいは秘密投票を要求しない限り、委員会の会合の投票は挙手により行われるものとする。
4. 連呼による投票は、すべての加盟国の名称の英語のアルファベット順とす

る。最初に指名される加盟国の名称は、議長のかじによるものとする。

5. 委員会が会合を開催していない際に必要となる場合には、委員会の決定は、郵便もしくはファックスを含むその他の文書の通信により加盟国の全員一致の投票で行われるものとする。議長が加盟国は提案を受領したと考える場合であって、その提案に対し21日以内に返答しないときには、その加盟国は提案に賛成したものとみなすものとする。

規則7

補助機関

1. 委員会は、その設置する補助機関の構成及び付託事項を決定することができる。委員会が別途決定しない限り、この手続規則のうち適用可能な部分は、すべての補助機関に適用されるものとする。

規則8

科学委員会議長

1. 科学委員会議長は、委員会の会合、委員会により決定される規則7に言及される補助機関の会合に、投票権を有しないかたちで参加することができ、科学委員会の報告を委員会に行い、報告に関して委員会で発言するものとする。

規則8の2

科学的助言

1. 科学委員会は、予防的な取組方法に適合する助言を委員会への助言に含めるものとする。

規則9

事務局

1. 委員会は、委員会及び科学委員会を助けるために、条約に従って委員会が決定する手続き及び事項に基づき、1人の事務局長を含む事務局を設置することができる。事務局長は、任命の日から3年間在任し、委員会による再選を妨げないものとする。

2. 事務局が設立されるまでの間は、規則4.3に言及される職員が、条約第

10条3に規定される事務局の機能を1年間担当するものとする。

3. 委員会は、必要な場合には委員会が決定する規則、手続き及び事項に従って事務局長が採用し、指示し、指導する事務局の職員を置くことを認めるものとする。

4. 事務局は以下を含む委員会により定められた機能を果たさなければならない。

- (a) 委員会の公用通信を発受すること；
- (b) 条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること；
- (c) 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告及びその他の報告を作成すること；及び
- (d) 委員会の年次会合のために事務局の活動に関する年次報告を作成すること。

規則10

報告書

1. 事務局長は、すべての委員会の年次会合及び特別会合の報告書を用意するものとする。年次会合の報告書には、前回の年次会合以降の委員会活動の要約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに修正され得るとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。

2. 委員会は、決定の論理的根拠について、委員会に提供された科学的助言と異なる点とともに明確にし、事務局長が用意する年次会合又は特別会合の報告書に含めるものとする。

3. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正され得るとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。

4. すべての補助機関及び諮問機関は、それぞれの会合の終了前に、報告書を採択し、次の委員会の会合に報告書を提出するものとする。

5. このパラグラフに従って、委員会会合の報告書は、加盟国が委員会会合の報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、その報告書が採択された場合に委員会の外部に公表されることになる。この要求は、報告書が採択される前に行われなければならない。その場合に委員会はその公表を制限するか否かについて、また制限する範囲について決定する。

6. 補助機関又は諮問機関からの委員会への報告書は、加盟国がその補助機関及び諮問機関の報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、その報告書が提出される委員会会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、補助機関及び諮問機関の報告書が提出される委員会会合の報告書の採択前に行われなければならない。

7. パラグラフ9及び10に従って、委員会会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

8. パラグラフ9及び10に従って、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出されている委員会会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

9. 仮に委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、以前に委員会並びに補助機関又は諮問機関へ提出された文書のデータを含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、それを公表する許可を得る前に以前の文書の制限を要求した著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）の許可を得なければならない。以前の文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）が、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。

10. 委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、データ又はデータの成果物を含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、その公表のためその元データを有する加盟国の許可を得なければならない。その元データを有する加盟国は、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。

11. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることになっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。

12. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷物は、印刷及び配布のための経費を補うものとして、事務局長によって定められた料金を、一般に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーはインターネット上で入手可能とするものとする。

規則 1 1

その他

1. 別途委員会が決定しない限り、委員会の会合の開会のセッションは、公開されるものとする。
2. 委員会のその他の進行は、規則 3. 8 に従い非公開とし、別途委員会により決定されない限り、加盟国及びオブザーバーにのみ公開されるものとする。
3. 委員会は、会合の進行を加盟国のみに限ることを決定することができる。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 15 回科学委員会会合に付属する
拡大科学委員会報告書

2010 年 9 月 4 - 9 日
台湾、台北

ESC への要請

1. 最初の TAC 期間 (2012-2014 年) において、TAC の削減幅に制限を設けないという条件で MP₁ 及び MP₂ を計算した結果を示すこと。
2. 以下の条件で、MP₁ 及び MP₂ を計算した結果を示すこと。

最初の削減期間(IRP)	IRP における TAC	MP 適用開始
2 年間	3000 トン, 5000 トン	2014 年
3 年間	3000 トン, 5000 トン	2015 年
4 年間	3000 トン, 5000 トン	2016 年

3. 上記 2 及び 3 の結果において、SSB が SSB₂₀₀₉ よりも有意に (20%) 増加するのに必要な期間も示すこと。

CCAMLR 水域における漁業に関するオーストラリアの意見

オーストラリアは、メンバーに対して、CCAMLR と CCSBT との間の協力に関する取決めが合意されるまでの間、自国船舶に対して CCAMLR 条約水域における漁業を認めることを控えるよう要請する。

オーストラリアは、CCAMLR の規則に基づけば、CCAMLR 委員会から漁獲許可を受けていない船舶は、CCAMLR 水域において漁獲を行うことはできないことに留意している。さらに、CCAMLR 水域において適用される管理措置には、漁具、採捕種、詳細な漁獲報告、国際的なオブザーバー制度に基づく 100% オブザーバーカバレッジ及び CCAMLR 公認 VMS 制度、に関する規制がある。

オーストラリアは、CCAMLR 条約水域内において、同条約の制度に基づく許可なしに漁業を行った場合には、CCAMLR から IUU 漁業と見なされるかもしれないと考えている。オーストラリアは、CCSBT と CCAMLR との MoU の策定に向けた協力を支援するため、MoU が最終化されるまでの間、メンバー及び CNM は、CCAMLR 条約水域において、SBT を対象とした漁業を行うことを控えるよう要請する。

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則

1. CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者¹及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会²及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) [条約及び委員会が採択した保存管理措置その他関連決議に適合する公海における遵守活動のためのデータ。ただし、第 21 パラグラフに従うことを条件とする。]
 - (d) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該デー

¹ 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

² 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

³ これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする：(a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

4. 非公開データの伝達

4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。
15. CCSBT 事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第 3 及び第 4 パラグラフに基づき事務局長が正式に許可する CCSBT 事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれの CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについては CCSBT データ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又は CMN から文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

4.4 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及び CMN は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CMN が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CMN が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CMN は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば 2 名）の代表者⁴を事務局に通知するものとする。当該通

⁴ 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBT ウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡する

知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT 事務局は、当該権限を有する代表者リストを保持する。拡大委員会のメンバー及びCMN並びに事務局は、メンバー及びCMNの代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及び CMN の代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、また CCSBT データ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
21. [公海における遵守活動を目的とする場合、拡大委員会は、非公開データへのアクセス及びその伝達に関する手続規則を別途採択する。]
22. [VMS データは、第 21 パラグラフに規定される他の手続規則に従うことを条件として、科学的な目的のために利用可能となる。]
23. 拡大委員会のメンバー及び CMN による非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙 2 にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
25. 拡大委員会へのデータ提供義務を 2 年間連続して履行しなかったメンバー又は CMN は、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第 18 及び第 19 パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又は CMN の代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

27. 委員会が他の地域漁業管理機関（RFMO）又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他の RFM は互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータを CCSBT データ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年の年次会合において、他の RFMO とのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去 12 か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

4.5 その他の状況における非公開データの伝達

26. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者⁵に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的

ことで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙 2 の手続きに従わなければならない。

⁵ 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

27. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又は CMN がその都度判断するものとする。当該メンバー又は CMN の自由裁量により、その際の要件は別紙 2 に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

4.6 不可抗力

28. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

5. 定期的レビュー

29. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則、補助的文書、並びに第 21 パラグラフ及び第 22 パラグラフの規則及び手続きを定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。
30. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

6. 最終条項

31. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分⁶に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、メンバー及び CNM は、特定の承認なしに入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 ⁷	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし ⁸ – 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、遺伝学的データ、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし ⁹ – 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	中
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 ¹⁰

⁶ 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

⁷ 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。

⁸ サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

⁹ CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし ¹¹ 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ ¹²	高
上記の生物学データ以外の集計科学オブザーバー・データ。海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。	中
上記の生物学データ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

¹⁰ CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

¹¹ 毎年のデータ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

¹² この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方）SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、遺伝学的データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESCが生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す ¹³ 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

¹³データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)¹⁴から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又は CNM が承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分¹⁵、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

¹⁴ 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

¹⁵ 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続きが確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
 - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造¹⁶ 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
 - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする¹⁵：
 - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
 - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
 - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
 - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
 - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

¹⁶ 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード¹⁷を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
 - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
 - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
 - パスワードの再利用を認めない；
 - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
 - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
 - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー¹⁸を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア¹⁹に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

¹⁷ 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

¹⁸ 又は同等の措置。

¹⁹ データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP等）があり、無料のもの（TrueCrypt等）もある。

- 60分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
 - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
 - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする²⁰。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
 - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
 - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
 - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

²⁰ メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

CCSBT データ要請書

1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること¹⁵；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに関示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 25 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。

みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための
漁業依存データの提供に関する決議案
(オーストラリア提案)

みなみまぐろ保存拡大委員会 (CCSBT) は、

第 16 回会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、漁業者から報告されたみなみまぐろ及び生態学的関連種の漁獲データを組織的に確認する措置（保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議）に合意したことを想起し、

漁業に依存する科学データの不完全な提出が、みなみまぐろ資源の科学的な評価にもたらすリスクを認識し、

漁獲量、努力量及びサイズデータに関する科学的助言についての 2010 年まぐろ類 RFMO 合同ワークショップの勧告を認識し、

拡大科学委員会が最近年の詳細な漁業依存データへのアクセスに応じて適切な助言を提供できる能力を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 3 及び第 8 条 1(a)に基づき、次のとおり合意する。

1. 浮きはえ縄漁業を持つメンバー及び協力的非加盟国は、最も新しい一漁期分について、操業ごとの漁獲量及び努力量データを、以下に定める方法で毎年事務局に提供するものとする。
 - a. 事務局は、かかるデータを保持し、かつ拡大科学委員会が資源評価、管理手続き及びその他必要な科学的プロセスに使用できるようにしておくものとする。
 - b. 拡大科学委員会が使用するために事務局が用意するデータは、船舶、漁具、船団、月、年、緯度・経度ごとに集計してはならない。
 - c. 操業ごとの漁獲量及び努力量データには、操業ごとの対象種、鈎数、鉢数、漁具、船団、日、月、年、少数第 2 位までの緯度・経度、保持及び投棄したみなみまぐろの重量及び尾数、漁獲量及び努力量シリーズの標準化に使用される主要種を含む生態学的関連種の数を含めるべきである。
 - d. メンバー及び協力的非加盟国からの要請に応じて、事務局は、固有の識別子を利用することで個々の漁船が判別できる目印を匿名にすることができる。
2. みなみまぐろの蓄養事業を持つメンバー及び協力的非加盟国は、最も新しい一漁期分について、操業ごとの操業データを、以下に定める方法で毎年事務局に提供するものとする。

- a. 事務局は、かかるデータを保持し、かつ拡大科学委員会が資源評価、管理手続き及びその他必要な科学的プロセスに使用できるようにしておくものとする。
 - b. 拡大科学委員会が使用するために事務局が用意するデータは、船舶、漁具、船団、月、年、緯度・経度ごとに集計してはならない。
 - c. 操業ごとの漁獲量及び努力量データには、操業ごとの対象種、漁具、船団、日、月、年、少数第2位までの緯度・経度、スポットター航空機を含む探索時間、保持及び投棄したみなみまぐろの重量及び尾数、生態学的関連種の数を含めるべきである。
 - d. まき網によって漁獲したみなみまぐろの全重量及びサイズ組成を推定するための方法の質を改善するための手法に関する報告を、直ちに行うものとする。
 - e. メンバー及び協力的非加盟国からの要請に応じて、事務局は、固有の識別子を利用することで個々の漁船が判別できる目印を匿名にすることができる。
3. 適切な場合には、メンバー及び協力的非加盟国は、漁業依存データ、並びにみなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価に関連するその他の情報を直接交換することができる。
 4. メンバー及び協力的非加盟国から事務局への漁業依存データの提供は、「みなみまぐろ保存委員会によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」に従って行うものとする。
 5. メンバー及び協力的非加盟国は、メンバー及び協力的非加盟国が定期的に報告する情報を確認するため及び未報告の旗国の漁獲量を推定するため、市場及び貿易データといった代替的な情報源を提供することもできる。

**TAC の調整に関する緊急的な対応策に関する決議案
(日本提案)**

みなみまぐる保存拡大委員会は、次のとおり決定する。

1. 拡大科学員会 (ESC) が特定の年の SSB が SSB₂₀₀₉ よりも低下したことを確認した場合にあっては、ESC が別途勧告する場合を除き、委員会は翌年の全世界の TAC を 50%削減するものとする。ESC は、可能な限り速やかに SBT の全面的な資源評価を行うとともに、最も短期間で SSB を SSB₂₀₀₉ を上回るレベルまで確実に再建させるために必要な追加的措置を勧告する。
2. ESC が、2015 年以降の特定の年の SSB が MP において示唆されたレベルを超えていることを確認した場合には、委員会は、適用している 3 年間の残りの期間において、全世界の TAC を [1,000] トン増加させることができる。

みなみまぐろ若齢魚の死亡の削減に関する決議案
(日本提案)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、次のとおり決定する。

メンバー及び CNM は、自らの漁業における SBT 若齢魚の死亡を削減するべく適切かつ実行可能な措置を講じ、そして実施した措置については委員会に提出する国別報告書を通じて毎年報告するよう努力するものとする。